

Title	宮内庁書陵部蔵本白氏文集新楽府元亨写本について
Sub Title	
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1983
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.20 (1983.) ,p.1- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000020-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮内庁書
陵部蔵本 白氏文集新樂府元亨写本について

太 田 次 男

白氏文集卷三・四新樂府については、周知のごとく、平安時代以来盛行し、従って、他の卷に比して、数多くの写本が現存する。現在では、その最古のものは普通神田本と呼ばれる平安末鈔本であるが、それに次いでよく知られているのが、首題の書陵部蔵藤原時賢書写元亨鈔本である。現在、一般には「時賢本」と呼ばれる。以下、この称呼に従う。

その本文については、一応、既に新樂府校勘表⁽¹⁾に於て示した。旧鈔本の中では、もともと神田本に近い本文をもつが、同時に、若干の異同をも併せもっている。また、他の鈔本にも増して、他本にはみられない校異の注が少なからず施されているが、それは底本である菅家本、及び、校合のために使用された藤原正家の家本に施されていたものといえる。

この本には墨筆によって施された訓（一語につき二訓など複数の場合が比較的多い）の外にも、朱・橙・茶色訓がかなり詳細に施され、同時に、それと同色による合点も極めて多く、それも屢々複数（二本乃至三本が色別に施されるのは稀ではなく、更に、「」のごとく、左右旁に別れ、その各々がそれぞれ複数であることが多い）になっている。

この本の色別された訓を基準にして、小林芳規博士が神田本に施された数種の訓を博士家別に分類されたことはよ

く知られている。

然しながら、訓点に於けるこの色別けを子細に検すれば、それ程単純なものではなく、例えば朱色一つをとってみても、色の質が相違する筆の存することを見出すのであり、或いは、この二色が同じ個所に重ねて施されている場合も屢々認められる。それは必ずしも偶然のことではなく、明かな意図のもとに行われているとみられる。そのことは、つまり朱色に二種あることを明かに示している。

これ迄、筆者はこの本について、調査することを少くとも三度行った。最初は、既に大分以前のことになるが、やや機械的にB5版紙焼きの上に色鉛筆で色別けを加えた。いまから考えれば極めて不充分のものである。二回目も、二三年前になるが、この本を色別けをも加えて翻字するつもりで、詳細に調査し、その過程で尠からざる角筆点をも見出した。このときは一〇倍のルーペを使い、橙色筆の仮名や合点のかなり多くの個所の下に、もと同じ仮名及び合点が、鮮かな緑青筆で存したのを、拭うように抹消した跡を認めることが出来た。今回は更に倍率の高いルーペを用したが、⁽²⁾その効果は歴然たるものがあり、更に緑青色の抹消の跡を追加することができた。殊に、異種の二色の重なるの上下などは、これで拡大することによって判然としたことは大きな収穫であった。

他本に対し研究上さほど影響を及ぼさないような鈔本は、特にその訓点の書写過程等についてまで、それ程詳細に調査する必要はないかもしれない。ところが、神田本とかこの時賢本などのごとく、新楽府としては一種の基準となるべき鈔本であり、その中の問題を含む個所に関する調査結果が、他本の研究結果に影響することも多いので、その調査については、慎重の上にも慎重を期する必要がある。

この時賢本は、従来、或いは本文校勘上、或いは訓点研究上において、重要な役割を担って用いられてきたが、この本自体に関する基礎的調査報告にはまだ接していない。それよりも研究の方が先に行われた形になり、いささか、

順序が逆になった感がなくもないが、精密な基礎的研究は、何時、如何なるときにも必要であり、その結果によっては、従来の研究に訂正が施されねばならないことも起る可能性は充分考えられる。

註(1) 拙稿「神田本白氏文集校勘表」(『神田本白氏文集の研究』研究篇所収) 参照。

(2) 古写本調査の際に於て、諸種の事情からある個所を特に拡大して検討する必要が生じたとき、筆者の経験からすれば、一般的には一〇倍のルーペが適当で、便利であり、殆んどこれで用は足りる。但し、朱・墨筆が重書されている場合の上下の検討とか、朱筆の下に更に別種の朱筆があるか否かなどを明瞭にするなどの為には、これでは充分ではない。そのために、今回、アサヒペンタックスの「モノキュラー」(単眼鏡)を試用してみた。これに一個のレンズと台を装着すれば二十一倍のルーペになり、解像の偉力はこれ迄の十倍のもの比ではない。今回の調査・検討に関し、肉眼のみでは到底最終的判定を下し得ない多くの個所に、敢てほぼ断定的な言い方をし得たのは、主としてこれの使用のためである。

一

先ずこの時賢本の書誌的事項を中心にして、本自体の基礎的調査の結果を全般的に述べる。

この本は今は巻三のみ現存する。元来巻三・四の二軸が揃っていたのかも知れないが、その徴証となるべきものは見当たらない。大型の本で一軸は、一紙の高さ四一・二糎、長さ六九糎の斐紙二十八紙よりなっている。墨界、界高三・三三五糎、界幅三・八糎、一行十四字、双行の小字注が所々にみられる。後補、淡水色雲形文様の絹紋織物の表紙を装し、見返には銀箔散し紙を配する。金紙の題簽(一九×二糎)には「白氏文集 巻三」とある。後補木軸が付されている。内題は、わが旧鈔本に共通する「文集巻第三 大原白居易」、尾題も「文集巻第三」とある。朱筆による句読点・ヲト点。訓点や校合注、音義注、書入れは朱墨の外、橙、薄茶筆もみられ、かつ朱筆も濃淡二種があり、更に、橙色筆をみると、その総てではないが、曾てその下に緑青色筆があつて拭うがごとく抹消されており、その上

に、ほぼそれと同じ仮名や合点を橙色筆（稀に濃朱色・茶色）をもつて重書した個所も少なからず認められる。尚、朱筆・橙筆については二に於て更に詳細に述べる。その外、角筆点も少からず施されている。

奥書は二筆よりなり、

本云／以此本侍 御読／黄門郎資実戸部尚書光範／李部大卿在高等同奉授之／但此三人不常参予殊狎天顔頻応更問耳

／翰林学士菅在判
為長

(二行アケ)
元亨四年十月一日以菅家証本／書写訖／侍従時賢

とある、ここ迄は本文と同筆である。つまり、この本の本文書写者は侍従時賢その人である。その次、一行あけて、別筆にて、

正中二季三月十二日拭老眼移秘点畢／従二位濟氏

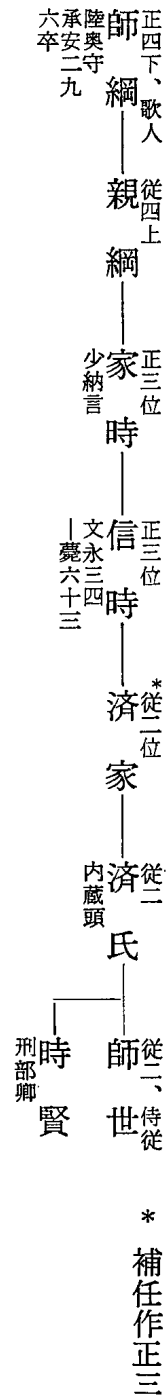
とあり、以下も同筆にて、別行「校了」（墨書）とあるのに続いて、

以式部大輔正家朝臣侍読本見合了／彼点以朱写之 校了（二字、濃朱書）

とあり、更に、「本奥書云」として、もう一本の藤原正家の本の、歴代の侍読の名を連ねる奥書が記載されている。つまり、時賢により書写された本文に訓点を施したのは濟氏であり、同人は、原本からと正家本からと、再度に亘り加点したことになる。そして正家本からの分は朱筆で施されているとあるが、同じく朱書の「校了」とある二字の朱の濃度や質が、本文中でのその分の朱をもう一つの薄朱筆と識別する基準となし得る。

本文の筆者「時賢」に関しては、尊卑分脈に数人が挙げられ、たまたま大江家にも同名の人物がいるところから、大江時賢に擬する説もあったが妥当ではない。奥書の記述からすれば、時賢、濟氏兩名は、当然、近い関係の間柄でなければならず、これを目安に尊卑分脈を検すれば、藤原忠平（貞信公）の四男師尹の小一条流の中に該当する人物

を見出すことが出来る。師尹は安和ノ変の主謀者と目され、その息濟時の女成子は三条院后であり、同じく道長女妍子との間で、二人を繞つてのトラブルは周知の通りである。いま、濟時の第五代以下を示せば次の通りである。



信時の没年、文永三年（一二六六）からすればこの本の書写年代元亨四年（一二三四）も妥当であるし、また、時賢の侍従に関してはこちらにその書入れはないが、兄師世に準じて考え得られよう。従って、濟氏、時賢とは小一条流の藤原氏であり、しかも父子であると断定し得る。但し、この兩人、及び一統には特に学問に縁のあるめばしい人物は殆んど見当らない。

次に、それにも拘らず、濟氏が白氏新樂府の菅家本や正家本を使用し得たことについて、その環境を知るために、その経歴について触れる。時賢については関係資料は極めて少ない。

『公卿補任』徳治元年（一二〇六）条に、

非参議 從三位 藤濟氏 四十二正月五日叙前刑部卿

文永七十二廿九從五下。弘安五八十一右兵衛権左。同六二廿六從五上。同九正五正五下。正応元六廿八從四下。同二十二十五内蔵頭。同三四十七從四上。同五十二卅正四下（辞頭叙之）。永仁二四十三刑部卿

とあり、更に、延慶三年（一二三一〇）「二月八日叙正三位」、正和四年（一二三五）「正月六日叙從二位」、嘉歴二年（一二三七）「月日薨」とある。享年六十二歳。とすれば、濟氏が新樂府の加点、校合に従事したのは、正中二年（一二三五）であるので、没年より二年前の六十歳のときに当り、最晩年のときの事である。

ついでに記せば、濟氏の息師世は『同書』延文四年（一三五九）条に「非参議、従三位」、貞治元年（一三六二）「五月七日叙正三位」、同四年「月日薨」とある。

次に、この濟氏が菅家本・正家本を借用し得たことに関して、二家の新樂府該本伝領者或いはそれに近いと思われる人と濟氏との関係について述べる。

先ず菅家証本であるが、本奥書にある通り、その本をもって御読に侍したのは為長であった。為長一統を尊卑分脉で示せば、

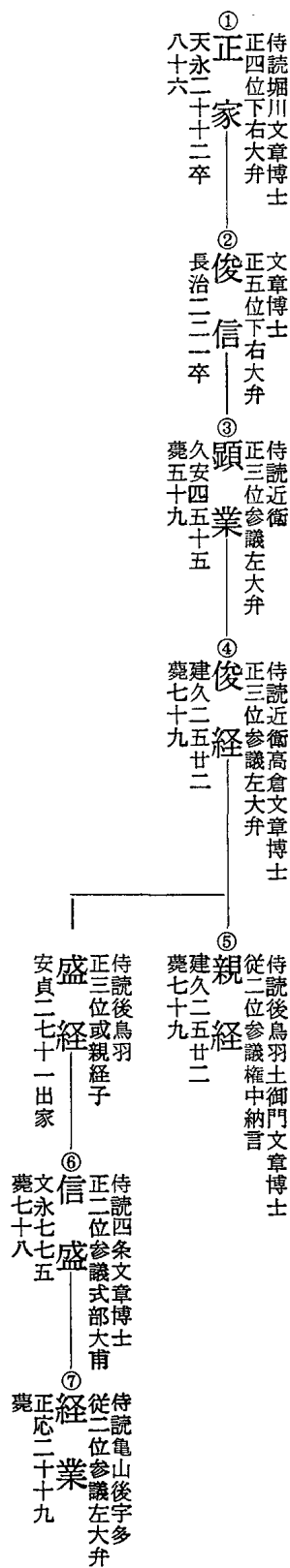
文章博士 大学頭・式部大南	文章博士 従二兵部卿	正三越中掾
為長	長成	清長
寛元四三	弘安四十二	乾元二七
廿八薨	十五薨	廿六卒六十七
		正中二七八
		卒五十五

『増補諸家知譜拙記』より補えば、為長参議正二位
没年八十九、長成氏長者参議正二
位没年七十七、長宣号高辻

とみえる。このうち、長宣に関しては、公卿補任によれば、応長元年（一二三二）、非参議従三位として記載され、文保二年（一二三八）二月十一日叙正三位、正中二年七月八日に五十五歳で薨じているので、この年は奇しくも、濟氏が、既に菅家本から時賢が書写した同本文に同じくその本の訓点を移点したその年に当り、しかも、長宣の死去は移点よりわずか四ヶ月足らずの間のことである。濟氏・長宣の兩人は同じく非参議二・三位の身として、当然、交渉もあつたであろうし、従つて、為長より伝領した筈の新樂府証本を、濟氏が長宣の手から借り受けて重鈔することはそれ程困難なことではなかつたろう。

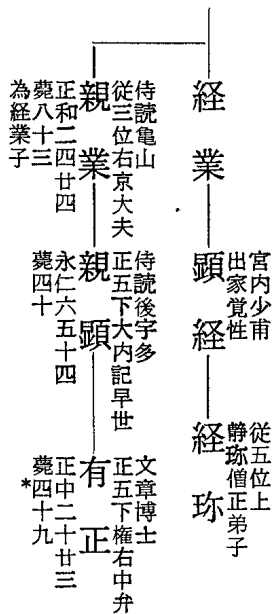
文章博士になる家柄として菅原・大江二家の外、藤原（日野）氏がある。濟氏が移点・校合した別種の本がその家本、つまり正家が堀川院の侍読として使用した点本であるが、代々伝領されて、同じく侍読のために使用された有様が、その筆により本奥書に詳密に示されている。

それを辿って、正家、俊信以下、五名を尊卑分脈によって示せば次の如くである。



①②⑦の人名は元奥書にみえる。

『諸家知譜拙記』に拠れば日野のうち、正家を経て親経の次、俊頼（尊卑分脈作宗親）—俊国—経雄—正経—正雄と続く系統を大福寺流とし、俊経二男盛経から信盛、経業と続く系統を四条流又大福寺家庶流として別扱いにしている。但し、大福寺流は親経の後、盛経以下の庶流に比して振わず、また、尊卑分脈盛経の注に「或親経子」とあるので、侍読用の正家本が、元奥書にみられる如く、庶流の盛経の系統に伝領されたとしても特に不都合とはいえない。とすれば、元奥書にみえる最後の経業のその後を、更に、みる必要がある。



* 四一作七

に明かな如く、頼経、経珎ともに出家しているので、正家本は親業に伝領されたに相違あるまい。まして、注記にもあるように、親業は「経業子」とあり、家業の学問を継ぐにも相応しい。とすれば、正家本がやがて有正に伝えられ

ることも自然に考えられよう。その有正は濟氏とは同時代の人であり、しかも、この人もまた菅家の長宣と同じく、奇しくも濟氏が正家本より移点した正中二年に没している。従って、正家本が濟氏によって借り出されることにさしたる無理は見出し難い。

とすれば、この書写本は、現在、書写者の名を冠して普通時賢本と呼称されており、なるほど本文の書写は時賢の手に成ったに相違なかるうが、全体としてみると、点本として現在の形にまで仕上げるために中心となったのは寧ろ濟氏であったというべきであろう。そして、菅原為長使用の新樂府侍読本を底本とし、更に藤原正家使用の同じく侍読本をもって本文に校合を加えることによって成立したこの本は、新樂府書写史上からみても、本文として稀にみられる程由緒深く、かつ良質のテキストであるといわねばなるまい。

正中二年、濟氏がこの本の移点・校合の仕事に従事したのは六十歳のときに当り、さすれば、奥書に「拭老眼秘点畢」と記しているのも、必ずしも常套の誇張的表現とばかりはいえまい。

神田喜一郎氏蔵白氏文集新樂府卷三・四は平安末、博士家の藤原茂明により書写・加点されたが、その識語によればそれは偏えに孫敦経の白詩に慣れることを目的にして書写されたものであった。当時、新樂府は男性に限る、主として、早くから漢詩入門の書として扱われた。それからすれば、いわば人生の最晩年になって（書写二年後薨ず）、濟氏が新樂府の書写及び本文校訂に異常と思われる程の意欲を持ったことに改めて注目すべきではなかるうか。その原因が奈辺にありや、それを示す資料が見当らず、臆測の域を出ないが、元来学問や文学の家柄でなく、しかも、濟氏・時賢二代に亘り刑部卿であったことが、一つの示唆になりはしなかるうか。時賢がこの本を書写したのは建武中興（一三三三四年）のそもそもの開始ともいえるその十年前の正中の変の年に当り、しかも、日野資朝・俊基が鎌倉幕府に捕えられたのはその九月二十三日であり、この本の書写は正しくその直後の十月一日であった。

かかる緊迫した時世にあって、済氏・時賢がこれに積極的に対処したのか、或いは消極的・逃避的態度を持したかはもとより明かではない。しかし、この新楽府書写が、平安時代にみられるような、安易な生活態度のなかで書かれたものでないことだけは確かであろう。

参考のために、鎌倉時代に入って、この時まで約百年の間における白氏文集関係事項を列挙すれば次の通りである。何れも現存するものに限る。

- 一二三〇（寛喜二年）醍醐三宝院藏白氏新楽府略意書写
- 一二三一（同三年）豊原奉重金沢文庫本白氏文集の書写・校訂を始む↓建長四年（一二五二）に及ぶ。
- 一二四九（建長元年）東大寺図書館藏白氏要文抄書写宗性自筆↓二十数年後、文永十一・建治二年自筆本あり。
- 一二五〇（同二年）国会図書館藏文集抄書写於醍醐寺
- 一二五七（正嘉元年）真福寺藏新楽府注書写於鎌倉佐々目谷
- 一二五九（正元元年）内閣文庫藏管見抄十卷この頃成立
- 一二八四（弘安七年）武藤家藏無学祖元賛白楽天像
- 一二八九（正応二年）天理図書館藏文集卷四書写
- 一二九三（永仁元年）同文集卷三書写於鎌倉寿福寺
- 一二九五（同三年）管見抄重鈔於鎌倉
- 一三〇〇（正安二年）正宗本・神田本長恨歌書写
- 一三〇九（延慶二年）仁和寺藏秦中吟書写
- 一三一二（正和元年）蓬左文庫藏柳先生文集金沢文庫旧藏本書写

一三二四（同三年）MOA美術館蔵寧一山賛白樂天像

このうち、『新樂府略意』や『新樂府注』はともに作中の諷諭の精神を一種の教訓として受容しようとしているし、『文集抄』も殆んどすべて、卷一・二の諷諭詩のみを抄出している点において他に比類をみない。金沢文庫本白氏文集書写、校訂については、無論、詩の巻も書写されてはいるが、元來、校訂者豊原奉重が律令等古代法關係資料の蒐集校訂事業の一環としての意味をもつことは、かつて述べたことがある⁽¹⁾。また、『管見抄』が平安時代の法家惟宗允亮の白氏文集觀を継承し、文集の中、政治時務上の文に特に深い関心が払われていることは、抄出の巻を検すれば、政治時務の文を収める巻のみ全巻抄出されていることによつて、紛れもない事実として知られる。

一方、無学祖元や寧一山の賛のある白氏像によつても示されるごとく、五山文学の流れを形成する中国釈家による新しい白氏觀が紹介されるなど、無論、こういうことは従來からみられはするが、狭い詩の世界から出て、禪など新渡の宗教の立場から思想や人生觀を白詩から汲取ろうとする動きもみられる。こうみた上で、この流れの中に、正中二年から数年後の元徳二年（一二三〇）頃の成立とされる『徒然草』（第十三段）にみえる「文は、文選のあはれなる巻々、白氏文集、老子のことば、南華の篇（下略）」を置いてながめれば、平安時代の受容より一層鮮明に、白氏文集が一種の人生の書として老莊の書と併置されていることの意味も、自然に首肯されてくるのである。

濟氏がかかる時代に生きた人であることを想うとともに、この写本が同類写本としては鎌倉時代の掉尾を飾る本に相応しいものであることも銘記する必要がある。その意味するところは、純粹に新樂府旧鈔本系統の本文をもつ書写本はこれをもって終り、南北朝・室町及びそれ以後の時代の書写本文には、同じく鈔本であつても、本文に関していえば、次第に宋刊本あるいはこれに近い本よりの影響がみられるようになるのである。つまり、時代とともに鈔本にも質的相違がみられる。

二

従来、筆者はこの時賢本に施されている校合注を、単に、時賢本校注という表記で扱ってきた。しかしながら厳密に言えば、この本には菅家本と藤原正家本との二種の校注が混在しているわけで、二つを系統の異なる別種の本に扱えるものとして、区別して処置する必要がある。これは訓点に關しても同様であり、どこ迄が菅家本のものであり、第二次に移点された正家本とは厳密に区別されなくてはならない。

曾て小林芳規博士はその『平安鎌倉時代(1)に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(八九六頁)のなかで、この本の訓点に複数の色による区別があるのを、次の如く整理して示された。

墨訓……菅原家訓——菅原為長本所載
朱訓……藤原家訓
黄訓……大江家訓
茶訓……菅原家別訓——藤原正家本所載

「黄訓」とあるを、以下筆者は「橙訓」と表記する。見方の違いによるものであり、別名ではあるが元来同色を示す。以下、これを踏えて、本文・訓点について、若干検討を加える。

(一) 墨訓・墨筆書入れについて

時賢・済氏の筆致は、本文及び兩人の書写奥書のそれにより、夫々特徴があり、時賢の筆はやや細筆で優雅であり、済氏の筆はやや肉太で角ばっている。二筆は明かに区別することが出来る。この事を前提に置いてこの本の本

文、書入れ、訓点等墨筆個所のすべてを検すれば、書写に於ける夫々の分担の実態が明かになる。

書写奥書にもあり、既に述べた通り、本文の書写は時賢の筆に成る。そのほか、本文以外についても、眉上の比較的長文の書入れは同時に一筆をもって加えられている（書入文下数字は翻字文行数を示す）。

〔法曲〕 「道調／天宝十三／年七月七日（下略）」（82-83）

〔海漫々〕 「上元者老子／太一孔者徐福／文成者藏天也」（104）

〔立部伎〕 「貞觀十六季十一月／宴百寮奏十部云々／（下略）」（109-110）

〔新豊折
臂翁〕 「或本無／死字正本」（199）

〔昆明春
水滸〕 「權／後漢書／靈帝紀／云韋權／專也正本」（259）

〔城塩州〕 「式之反／又其」 「鄜六夫（二字朱）」 「漢書孚音／師古云音学／察案音麋」（270-271）

〔伝戎人〕 「伝戎人々々々／戎人之中或正本」（396）

以上の書入れは、何れも本文と同筆であり、つまり、時賢筆である。この中、夫々書入語頭に合点が五ヶ所に施されているが、何れも濃朱筆であり、これは次項朱筆及び合点の項で述べる如く、藤原正家本にも同様の書入れがあること、つまり重複するものであることを示している。

以上の時賢墨筆の個所を除けば、返点、訓点、声点、眉上書入れ等の殆んどすべての墨筆個所は済氏の筆である。それらは何れも、底本である菅家証本に施されたものの転写といえる。訓点はかなり詳密であり、眉上に記入された、校合注や音義注の数も少なくはない。

外に、ごく稀であるが、墨訓のうち、細異筆と覚しきものが若干認められる。

鏗カウ鏘（華原磬136）

駭フトロカシ（馴犀298）

雞ニハトリ（同）

飢渴イカツメ（伝戎人376）

費ツヤ（同）

憶オムフ（同377）

筋スジ力（同385）

以上の例は何れも小字か極細筆か又は平仮名かで、時賢、濟氏何れの筆致とも異なる。後補のものであろうか。

墨筆についてももう一つ、最後に触れておくが、ヲコト点の中にははじめに墨筆小丸が施され、その上に朱筆が重書された個所がある。これは、首からしばらく続く。「海漫々」(4)や「借夫婦」(8)の「は」「に」等がその例であり、写真によってみれば、墨点のようにみえる。

(二)朱筆書入れ・朱訓点等について

先に挙げた如く、小林博士は朱訓は藤原正家本訓と見做された。ところが筆者の調査によれば朱筆は一種ではなく二種あるものと認められる⁽²⁾。

既に述べたが、濟氏は菅家本からの移点の次に正家侍読本の移点も行い、「以式部大輔正家侍読本見合了／彼点以朱写之」とし、同じ行の下方に、濃朱筆にて「校了」と書入れた。この二字を朱書にしたのは、正家本から移点した文字はこれと同じ朱色であることを示す意図があったのではなからうか。

それを事実をもって示すかの如くに、この元亨写本をみれば、それと同じ濃朱筆による書入れやヲコト点・句読点、訓点、声点、合点等が数多く認められる。

しかしながら、朱筆にはこれよりも薄く、地味なもう一種別の朱が同じく全巻に認められ、それも時賢、濟氏の二筆によるものが共にみられる。

敢作／肯^{アヘテ}ウチカヘセリ (華原馨135) 些^{蘇計反}シセイ／又子移反／写邪反／少也 (蛮子朝345-346)

などの書入れは、すべて細筆、時賢の筆である。更に、訓についても、これと同種の薄朱筆によるものが少なくな

正華声(序3)

広被(同10)

難終(同12、内側訓)

激忠烈(同17)

のごとく、同類をみてゆけば、全巻に亘り、枚挙に暇もない程の数にのぼるのである。またヲコト点(星点)についても「空」床(上陽人5)の「に」は薄朱筆、「て」は濃朱筆で対比は明かである。これは訓についても同様で、第三例の「難」の訓は内側「コトヲ」は薄朱筆、外側「キニ」は濃朱筆であって、並んでいるだけに色の対比は明瞭である。これにより、薄朱筆が先に施され、濃朱筆が後であると断定することが出来よう。

また、これは余程注意してみないと見落され易いが、濃朱筆の合点・星点・句読点などの下に、同様の元薄朱筆が認められる例があり、薄朱筆が時間的に先に施されたことを補足するに足りる。例えば、

凡^{スヘ}九千二百五十二言^{サタメ}断^{タチメ}為^{定也}五十篇。(序33)

に於て、仮名「スヘ」、注「定也」は薄朱色、ヲコト点、句読点、「断」の訓「タチ」、同じく声点は濃朱筆、同じく「サタメ」には下に薄朱合点が、それに重ねて濃朱合点が施されている。

同様に、薄朱の上に濃朱筆が重書されている箇所を抄出すれば、次の例が挙げられる。

理定^{マシコト}(七徳舞54) 散帛収^ユ(同55。句読点二重) 推心^ス(同55。返点二重) 来帰獄^{ヨリ}(同63) 殺身^ミ(同64)。

合点は薄朱、「シ」二重) 兩如何^ス(司天台31) 是歳^{ヨトシ}(捕蝗24) 水土生^{ハナル}所^ル(道州民288。「尔」及び合点二重)

不如^{シカ、コレニハ}是(五絃弾327。「シカ」「コレニハ」淡朱筆。合点二、「コレ」濃朱筆) 西洱河^セ(蛮子朝340。「。。」左側淡朱、右側

濃朱。下淡朱あるか) 整巾^{カウフリ} 潜淚垂^{オツ}(伝戎人382)

薄朱筆そのものによるのは、この外、句読点、ヲコト点(星点)、音訓合符、声点、合点等にも広く認められる。そして、この朱筆の方が濃朱筆より時期的に早いとすれば、これは当然、済氏の手により、菅家本よりの移点に使用されたものと見做すべきであろう。ままた時賢筆も混入することは一層この事を確実にする。

菅家本にもヲコト点が施されていたに違いないし、朱訓が施されていても些かも不思議はない。菅家本の朱書部分

が薄朱筆で示されていると見做すのは尤も自然と思われる。

改めて確認するが、時賢本の朱筆に二種あり、薄朱筆は菅家本の訓点を示し、濃朱色は藤原家本の訓点を示す。二種ははっきりと区別されねばならない。

前に述べた如く、小林論文ではこの薄朱筆が認められていないとすれば、実際にその個所がどう表記されているかを二、三検すれば、

祇マコト在マコト（大行路22・小林八九七頁） 右旁外「マコト」は濃朱色、「マ」は墨筆、その合点は薄朱筆。左旁「タ、」も薄朱筆、小林作「(黄)」。既に前述の如く、氏の「黄」は筆者の橙筆である。

耳穿タレ面縛ユハレ 驅カラル入秦ウケシリヘテニシハラレ（伝戎人32・小林同頁） 右旁「タレ」「ユハレ」「カラル」は墨筆、上二つの合点は濃朱筆、下のは薄朱筆。「セラレテ」は薄朱筆。左旁「ウケ」「シリヘテニシハラレ」（「テ」抹消）は薄朱筆、「カリテ」濃朱筆。小林氏、右旁「セラレテ」は（黄）、左旁「ウケ」は（黄）、下二つは共に（朱）であり、筆者の薄朱筆は黄、又は単に朱で示される。

胡寇アタ（華原磬135・小林八九八頁） 右旁「アタ」墨訓、右合点濃朱筆、左合点橙筆。左旁「イクサ」薄朱筆。小林作「(黄)」。「アタ」の左合点と「イクサ」とを同色のごとく混同する余地はない。

正始之音不如クニアラ是ナラ（五絃彈327・小林八九八頁） 右旁、「クニアラ」「カ」墨筆、上下合点のうち、右二つ共薄朱筆、左上下二つ共薄茶筆。「ナラ」濃朱筆。左旁、「シカ」「コレニハ」薄朱筆、下訓「コレ」の二字のみ濃朱筆を重書。合点、右上下共濃朱筆、左上下共橙筆。この例も同じく、小林氏は薄朱筆を黄と見做す。それでは左合点と同色になる筈であるが、原本を検すれば、両者の識別は容易である。

成程、この写本に施された訓点に於ける濃朱・薄朱・橙筆は、既に注(2)にて述べたごとく、色相必ずしも一定せず、橙筆には、ままた朱色の加わった様にみえる場合もあり、更に、濃朱の下に橙筆があつて重ねられているため、特別の色相を示すこともある。但し、どうみても濃朱、薄朱の二筆は別であり、時にまま、混同され易い例はあつても、薄朱筆と橙筆とも全体として混同されることはあり得ない。

濃朱筆についても一つ、その筆による書入れの表記に関し触れるべきことがある。

既に述べた如く、濃朱筆で書き表わす訓点は藤原正家本よりのそれを示す。これは眉上の書入れについても同様であり、これらを例示すれば、

者字／無之(立部伎114) 道(胡旋女174) 宥サトセ(同179) 生作牲／又牲(城塩州269)

などがみられる。当然のことながら、これらの書入れは元来正家本に施されていたものである。それと同時に、同じく正家本に施されて濃朱筆であるが、次のような記入例がある。

心作／自或(七徳舞68) 堂上者ノハ或(立部伎113) 廿四ハアマリ正本(新豊折臂翁192) 成コノ来或／唐本作／来字(同196) 価
作／肆一本(城塩州272) 外作／殊或(驃国楽359)

聖人神江(蛮子朝338・「神」は墨筆。合点及び「江」のみ濃朱筆。)

前項の例の如く、下に小字「或」「一本」などを付さない書式のものと比較して考えれば、この例は、正家本の本文に施されている、「或」や「一本」で示される本の校注と見做すことはごく自然に首肯される。朱書に関するこの小字で示される一種の典拠については、何等疑うべき余地はなからうし、無論次項の橙色・茶色筆の場合にも、同じくこの解釈が適用されるべきである。

(三) 橙・茶筆訓及び書入れについて

はじめに挙げた如く、小林氏著作では橙色筆（小林氏は「黄」と見做される）は大江家訓に、茶色筆は菅原家別訓とされる。いま、先ずこの点に関して吟味する。

先ず橙筆について述べる。この色の訓点や書入れについてはその数も多く、かつその下に小字「江」と付する形の例も尠くない。但し、これを全巻に亘ってみれば、下に「江」等典拠を書入れてない例が圧倒的に多く、また、「江」以外の種々別の書き入れ方もあるのでこれを整理して挙げれば次のようになる。

① 橙筆校注・訓、書入の場合

歎王化：(序14) 張謹瑾(七徳舞59。合点は濃朱筆) 東西南(上陽人156。合点は濃朱筆) 胡施女。(胡施女176) 楊陽

城(道州民286) 亦字無之(驃国楽369。眉上)

実マアリ(序38) 壳カクレハ子(七徳舞56。合点は濃朱筆) 吮瘡スヒ(同66) 楽タノシヒテ(法曲76) 余不如シカ(胡施女172)

揀エラハレ退シツケテ(新豊折臂翁195) 図ヘカリキ(同眉上。「図」も橙筆)

以上の例は何れも橙筆校注や訓が施されるのみであり、注や訓の下に「江」などというその典拠の記入のない場合である。訓の例は一部を抄出したままで、これ以外にも多数に上る。

② 橙筆校注の下に「或」「或本」等がある例

吹笛笙或(立部伎117) 明主時或本(胡旋女179) 上陽白髮在本○人江(上陽人題139) 祇作(五字橙筆)只或或江(大行路222。眉上)

以上、その数は多くはないが、橙筆の書入の下に「或」「或本」「在本」などがある例であり、①②の例を合せ勘えれば、その数も多く、次項「江」とある例から、橙色筆は即ち江家訓や書入と即断することを躊躇せしめる。

③ 橙筆校注・訓の下に「江」「江本」等がある例

(校注、全字橙筆)
樂工重点無之江 (華原磬130) 鎗作槍江 (新豊折臂翁185) 初字無之江本 (同198) 如今兩字無之江 (大行路215)

進作貢江 (城塩州286) 朝作朔江 (伝戎人382) 訖作黠江 (驃国樂356) 上三字濃朱筆「江」橙筆、合点茶筆) 省作

看江 (蛮子朝344) 上三字濃朱筆。合点、「江」、橙筆)

大江 太定 (法曲73) 君心 (華原磬134) 百余人 (上陽人147) 蠹江 (捕蝗235) 上字墨筆) 蚕江 (同236) 害江 (同

245) 感君恵重点無之江本 (昆明春水満256) 合点・「江本」のみ橙筆。他は墨筆) 左粧 (城塩州268) 重点三字無之

江 (同273) 六字墨筆、「江」のみ橙筆) 仍 (道州民293) 上嘉 (馴犀302) 喜江

敢 (海漫々103) 応笑 (上陽人159) 左旁「ナム ハレ」は墨筆) 伝 (城塩州266) 薄 (伝戎人389) 「キラ

は濃朱筆) 疎 (同388) 「ナルニ」濃朱筆) 「猶、「痕」 (蛮子朝340) の左旁訓及「江」は共に墨筆)

下「江」「江本」のついた訓や書入の例は、他に茶色書入れの項で触れる一例を除けば、これがその総てである。

以上の①②③の例をみ、そして前項朱筆の個所の訓や書入れに於ける典拠の記入の仕方等を勘案すれば、小林説の如く、橙色筆即「江」、つまり大江家本の訓点や書入れと見做すことはやや無理のようであり、橙色筆によって示される加点は、寧ろすべて橙色筆によって書入れられた一本の存在を示すものとみるのが筋道であろう。済氏が正家本を濃朱色で表わし、既にみた如く、その筆による書入れの下に「或」「一本」とある例をも含んでいるように、橙筆に於ける「江」「江本」は、校注者が同一人であるだけに、それと同一の原則に拠っているものと見做してよからう。このことは茶色筆の訓点や書入れについても同様である。以下、この点について述べる。尚、この茶色筆には比較的薄い個所と濃い個所があるが、単なる濃淡があるだけで色相上の相違ではないので、朱筆の場合の如く、これを区別する必要は認め難い。従って、いまは一つと見做して扱う。

茶色筆の場合、訓に關しては下に拠るべき本を付してその典拠を示すことはなく、それが付されるのは校合注や書

入に關してのみである。いまその総てを挙げる。

能作声書（華原磬133。合点、「江」橙筆。他は茶色筆）

天宝季末（胡旋女172）

点作抽或（新豊折臂翁186。四字茶筆）

伝道増在本（同188。「溥」、濃朱。合点・「在本」茶色筆）

二十在
廿一四（同192。四字茶色筆）

揀退摺在（同195。三字茶色筆）

凌上（司天台26。「上」「下」「或」茶筆。合点橙筆。本文合点濃朱筆）

聖人神（蛮子朝338。「神」茶色。もと眉上にあるを上）

いま移す下或

これにより明かな如く、「菅」とあるは一ヶ所に過ぎず、他は「在本」「在」「或」、或はこれのないのかの何れかである。この表記の仕方に関する限り、この一例により、茶色筆即菅家別訓という小林説を導き出すことはむづかしいであろう。

四 緑青色訓点・書入等について

これ迄挙げたような、この写本の彩筆の訓点を猶吟味している過程で、いままでの色とは異なる次の個所が認められた。

唯奏慶卿雲寿星見ユト（司天台230）

上の校合注「慶」ノミ（薄朱色）の右隅に二本の合点が施され、斜内側のは茶色、斜外側のは緑青色のもので、後者の方は何故か摺消されている。左隅合点は橙色のである。また「見」の訓「ノミ」には斜右に橙合点が、斜左に上と同じく緑青色合点が施され、これが摺消されている。二ヶ所とも既に抹消されてはいるが、曾てこの色の筆が使用されたことに疑う余地はない。なおよくみると、「慶」の斜左橙合点の回りが何となく消した跡のようにみえるので、更に仔細に点検すると、橙色合点の下に先と同じ緑青色合点があり、これが拭うように消し去され、紙にしわなどもなく

特に汚れてもいない。そしてその上に橙筆のが重書されているのが確認された。ルーペで拡大してみると、色は消えているが緑青色の粒子が合点の輪廓に沿って連って残っているのがみえる。

この個所「寿星見」(同。「ノミ」淡朱筆、右旁合点橙、左旁緑青)の左旁合点も抹消したつもりであろうが、かなり明瞭に緑青色分が残っているし、同じく「征」(蛮子朝339)の「テ」も下の緑青色が抹消されないままで、その上に濃朱筆のが重書されている。

あとで同学の西川新次教授を通して、絵具を常用する人にこの抹消のことをお尋ねしたところ、何時でもやることで特にむづかしいことではないとの事であった。

そうとすれば、この抹消はここ一ヶ所に止まる筈はないと思い、全巻に亘って精査したところ、果して数多くの同様の個所が見出された。また「敢」(海漫々103。合点茶色)のフコト点「て」の如く、緑青色を抹消せずに、その上に濃朱筆を重ねてある個所も認められた。或いは、「青黛」(上陽人158。合符は濃朱筆)の左旁訓の如く、緑青筆を抹消したままの個所も見出された。これは第二回の調査のとき見出し、第三回で更に尠からざる同様の例を補うことが出来た。現在のところ、全巻で総て一九一ヶ所にのぼる。

以下、若干具体的に例を挙げる。

①慶ヒ(法曲73。「ヒ」淡朱筆。合点、上、橙色) 通ス(同84。「ス」茶色。合点、上、橙色) 苦ハナハタ不常スナナ(大行路212。

訓、墨色。合点、上、橙色) 昌エナム(捕蝗243。「エナム」墨筆、合点、上、濃朱筆) 擢トル(昆明春水満259。「トル」墨筆、合

点、上、濃朱筆) 明王時或本(胡旋女179。合点、上、橙筆。注三字橙筆) 一ト虜トル(伝戎人378。墨音合符、合点、上、濃朱筆)

以上の例で示した如く、抹消された緑青色の上に施された合点は大部分が橙色であるが、まま濃朱筆も交る。

②馴ナレタル象キサン(馴犀310。仮名、上、橙筆。合点、濃朱筆) 連ツラナリ(蛮子朝336。仮名、上、橙筆) 海漫々武安反水貞(海漫々題%。

書入、上、橙筆） 有大真^太（胡旋女173。校注、上、橙筆）

の如く、同様の操作は訓や校注や書入れ等にも及んでいる。

下の緑青色と橙筆などその上に重書されたこれらの文字等は上下ほぼ一致するが、中には、「勞^{ナツミタリ}」（胡旋女173）

の、緑青色「ミ」が、上橙筆字では「ア」であるように字体が異なる例も稀に認められ、また、校合書入については、

応笑^{ヘシワラハレヌ江}（上陽人159。「ヘシ」「ワラハレヌ」、緑青筆。上に仮名同じ「江」を加えた橙筆を重ぬ） 如今兩字無之^江（大行

路215眉上校注。下、緑青筆「江」の一字無し。上橙筆あり） 祇作只^{江或}（大行路222眉上校注。下、緑青筆注三字及「或」あ

り、上、橙筆注三字及「或^江」の二字あり） 上嘉^{喜江}（馴犀302行間校注。下、緑青筆「喜」のみ、上、橙筆「江」もあり）

亦字無之（驃国楽369眉上校注。下、緑青筆「之」なし、上、橙筆あり） 妻兒^ハ（伝戎人393。下、緑青筆「ニハ」、抹消の上、

橙筆「ハ」のみ重ぬ。合点は茶色筆）

の如く、若干の相違が認められ、特に「江」というような、典拠を示す個所に異同の多いのが目立つのである。緑青筆で「江」と書入れられた個所は一ヶ所も認められない。

このことは、緑青筆の上には大部分橙筆で重書されているが、本文に関しては、校合注の典拠につき、「江本」とは厳密に区別されている所も認められるわけである。

(五)以上の諸色筆による合点について

試みに、国語学会編『国語学大辞典』（昭和五五年刊）を繙いてみたがその見出語に「合点」は採用されていない。

これは旧版（昭和三〇年刊）においても同様である。このことは点本にあれ程頻繁に使用されている合点について、特に採上げる程の問題がないとの判断によるのであろうが、一方からいえば、その使用の意義がまだ十分に解明されていないとも解せられる。

周知のごとく、橋本進吉博士は神田本白氏文集古典保存会影印本の解説の中で、

訓に諸説あるものは、並べて挙げて、その採るべきものに合点を加へたり。

と述べられ、小林氏前掲書（八九三頁）にも同趣旨のことが敷衍して述べられている。

筆者は点本の本文や訓点に対して多用されている合点使用の意味が、この説明に妥当しない例が多いとして、前記神田本に於ける用例により、合点とは、他本と照合してみても訓点等が同じである場合のいわば重複符として使用されることも加えるべきであるとした⁽³⁾。今回、時賢書写本の訓点を仔細に点検してみても、結果から先にいえば、ここでも私見の正当性を再確認したといえる。

いま、この書写本の使用例を挙げて、再度この事について少しく述べる。先ず次の例を示す。

風、^カ雨・^フ陰・^サ寒・^シ夜（新豊折臂翁197）
^カフキ^アフリ^クモリ^サユル
この例で左旁四訓は墨筆、その右側四訓各二本づつの合点は斜内側の

は茶色筆、外側のは濃朱筆、その左側四訓各一本づつの合点は橙色、「寒」の右旁訓「サムキ」は橙筆である。「風」「雨」「陰」「寒」という漢字については、夫々、どれを採るべきかを比較する要がない単訓ではないか。それにも拘らず、その四訓のすべてに各三色の合点が施されている、その合点について、採るべき訓に施すということは全く無意味という外はなからう。また「寒」に二訓あり、左旁訓にのみ合点が施されているのも、二訓を比べて採るべきに合点が施されたのではない。この合計十二の合点は、茶、濃朱、橙で表わされる点本に於てもこれ「カ（セ）フキア（メ）フリクモリサユル」と同様の訓が施されていることを示すものと解せられる。「馴」象^{シヤウ}（馴犀310・右旁訓墨筆。左旁二訓橙色、合点濃朱色）も合点の数こそ少ないが、同様の例であり、こういう例は外にもみられる。

引^シ（二王後92・訓濃朱色、合点橙色）

浪^{ナミ}（海漫々97・訓濃朱色・合点右茶色、左橙色）

哭^{コウ}（七徳舞59・左右旁二訓

濃朱色) 堂々之慶ケイ(法曲7・二訓濃朱色)

この例は、前例と同じく、一訓で合点の施された個所及び二訓があつて合点が施されない場合であり、同様の例は尠くない。

既に繰返し述べた如く、済氏は息時賢により書写された菅家本に、先ず菅家訓を墨書・薄朱書で施し、次で、藤原正家本の訓を濃朱書して移点した。それ故濃朱書の合点をみれば、合点使用の実態が端的に示されている筈である。

同日活イキヌ (昆明春水満250・右旁訓、左旁内側訓墨筆、「イク」茶色筆。二訓の右側合点(、)濃朱筆、左側合点(、)橙筆)

これをみれば、既に施されている二つの墨訓に対し、正家本からの移点として、この二つの墨訓の何れにも濃朱合点を施した。これにより、何れの訓を採るかを示そうとしたとすれば、全く無意味であり、どうしても、菅家の二訓が正家訓にも重複して存する意味に解する外はなからう。

勞セシム (城塩州270・二訓墨書、右側二合点濃朱筆、左側合点橙筆) 昌エナム (捕蝗243・二訓墨書、右側二合点濃朱筆、左側合点橙筆)

というような同例は外にも多数にのぼる。

孤ソムケル 負ソムケル (五絃弾325・右旁訓墨書、右合点橙、左合点濃朱。左旁四訓濃朱筆、合点茶筆)

この例なども、「ソムケル」という菅家訓の既に施せられ後に、正家本より別の二訓を移し、外に合点を菅家訓に施した場合であり、数色筆の、つまり諸家の訓点の有無を色別けによって正確に示そうとする綿密な校合作業の最中に、全く別の性質をもつ、採るべき訓云々ということは如何にも相応しくない。

尚、合点は訓点のみでなく、書入等にも広く使用される。

上元者老子／太一孔者徐福／文成者蔵天／也(海漫々104眉上、時賢筆)

貞觀十六年十一月／宴百寮奏十部云々（下略）（立部伎109、110眉上、時賢筆）

この墨筆書入二ヶ所に於ける濃朱筆合点も、正家本にも同じ書入れが施されるという意味以外には解しがたい。

曾て筆者は神田本新樂府に關し調査した際、校合上の諸符号をすべて再吟味して見て、同じ符号をそのまま使用しながら、断りもなく平然と別の意味を付与して使用している例を幾つか認めた。見せ消ちが同時に校改符でもあるのはその一例であるし、補入の小丸ならびにその語と見做すべき方式と同一の記入の仕方により、実は校注を示すのもその一例といえる。みせ消ちに關しては小林博士も協同して作業されていて、この事実を認められた。

合点に關してもこれらと同様に扱うべきであり、橋本博士の述べられた如く、無論、合点には採るべきものに施す意味のあることは認めるに吝かではない。と同時に、その合点が、点本に於ける訓や本文の系統等に関する校訂作業のただ中では、専ら重複符として頻繁に使用されている事実も認めらるべきであろう。

以上、合点に關し筆者の見解を示したが、合点を校合に於ける複数の本文や訓点間の重複を表わすものと解する場合と、小林論文の如く、従来の橋本博士の扱いにそのまま従うのとは、菅家本・藤原正家本の本文や訓点の異同に關して、当然、見方も違ってくる。

例えば小林氏前掲書（九〇六頁）には、時賢本に施される訓点より帰納して、「菅原家訓と藤原家訓との相違」という一項があり、(イ) (イ)迄八項目に分けて両本の特徴が比較して述べられている。合点に關し従来の意味をふまえた小林見解に立てば、合点はここでは係りがないので一切扱われていないのは当然といえる。但し、そのため、筆者の菅・藤二本の校比結果の見解とはかなりのずれが生じるのも亦当然の帰結であろう。

いま、その(イ)「菅家家訓が字音読にする語を藤原家訓は和訓に読む」の中に挙げられた例について吟味する。含まれるのは全部で二十二例である。いま、その総てに言及する。

怨 <small>ノ</small> 女60	巨 <small>ノ</small> 索112	辰 <small>ノ</small> 日59	三 <small>ノ</small> 丁186	容 <small>ノ</small> 飾217	長 <small>ノ</small> 竿113	老 <small>ノ</small> 翁181	娜 <small>ノ</small> 嬢190	天 <small>ノ</small> 灾241(音合符)
淡朱筆)	好 <small>ノ</small> 馬272(訓合符濃朱筆)	可 <small>ノ</small> 濟 <small>レ</small> 366	漢語 <small>スル</small> 397					

以上の菅原訓の十二例は、一例を除き、何れも墨音合符を施すか、明かに音読するかの例であり、別に、これに濃朱筆和訓、つまり藤原家訓が施されている。但し、その音合符には、同時に、その何れにも濃朱筆合点が施されている(最後の二例は訓に濃朱合点が施されている)。この色は濃朱筆和訓と同色である。前述の如く、合点を重複符と解すれば、何れの例も、音読することは菅藤二家の訓に共通するのであって、菅家訓のみの特徴とはいい難くなる。

これ程単純明快な例ではないが、個々の例について更に少しく吟味してみる。

始就ニ樂ニ懸ニ操ニ雅ノ音一(立部伎118・合点と「トル」は濃朱筆。「アヤツル」は墨筆、「サウス」は橙色)

小林論文では「操」のヲコト点「す」を菅家点と見做し、音読例に入れるが、この七字に施されたヲコト点は総て濃朱筆であって、仮名と同色であり、藤原訓である(小林氏はヲコト点に関する限り朱に二種ありと認められたことになる)。ただ句点のみは薄朱筆であり、菅家本であろう。元来、ヲコト点も薄朱筆のがあったのであろう。ヲコト点に新たに濃朱筆を重ねることは全巻に亘り頻繁に施されている。

上ノ陽ノ人(上陽人144・「ノ」濃朱筆、合点橙)

この二本の音合符は朱筆であるので、実は、小林氏が菅家本の音読例に挙げること自体、薄朱筆の存在を認めたことになり、その論旨全体に混乱をきたし兼ねない。仔細に検すれば、二本の音合符のうち、上は薄朱筆、下は明瞭に濃朱筆である。恐らくは、下にも曾て薄筆が存したのであろう。何れにせよ、藤原訓に於ても「人」を音訓読する二つ訓み方が併存したことは明かであり、音読を菅家訓のみの例にするのは適當ではない。もう一例、同様に「百ノ廻」(上陽人157)の音合符は濃朱色であり、これも同様の理由から除外さるべきである。

一、二、三、曲（五絃弾320・右合点橙筆、左合点茶色筆）

この例は合点と直接関係ないが、音合符及び左旁訓「ノ」は共に薄朱筆であり、藤原家訓は施されていない。従って、これもこの項に挙ぐべき適例ではない。

これと同様の例は「不馨、^{カウハシトセ}香」^{ハナラ}（大行路216・音合符の外、橙色訓合符（同色合点付）あり）にもみられる。ここにも濃朱色筆は一切施されていない。左旁訓「カウハシトセ」（橙合点を施す）、墨音合符の合点、「セ」（墨筆）の合点、「ナラ」（茶筆）の合点（外に墨合筆もあり）、外に二字の上軽声符は何れも薄朱筆である。更に「一弾」^{ヒキ}（五絃弾328）に於ても、左旁「ヒキ」は薄朱筆であり、これも藤原家訓ではない。右旁「シ」は墨筆、これに右薄朱合点、左橙合点を施す。ついでにいえば「一弾」に続く「一唱」^{カウ}の左旁訓も薄朱筆である。次にもう一つ同様の例を加えれば、はじめの十二例の中の「容飾」の左旁訓「カホツクリ」も薄朱筆であり、これも藤原訓の中には数えるべきではない。

最後に保留すべき二例を挙げる。「不禁」^{セラレ}（胡旋女178）の左旁訓「ヤマ」は濃朱筆。右旁訓「セラレ」墨筆。その合点は薄朱筆と認められる。去声々点は薄濃朱二筆が重書される。合点及び句点が薄朱筆にみえる以上、藤原家訓に右旁の字音訓が共通して存することは否定すべきであろう。全く同様のもう一例は「死囚」^{トラヘレト}（七徳舞62）である。左旁訓は濃朱筆。音合符は墨筆。その左に訓合符も施される。これは薄朱筆たるべく、濃朱色と認めるのは躊躇され、結論は保留するより外はない。

以上、小林論文に挙げられた二十二例のうち、保留二例を除けば、筆者の立場からすれば、すべて、一項をたてて論ずるには相応しくない例と見做さざるを得ない。そしてこれは以下の(ロ)~(チ)の七項に於ても同じ根拠より生ずるずれが数多く認められる。小林論文ではここから更に、時賢本と神田本訓点との関連に発展して言及され、筆者とのこのずれは当然そこに迄波及するであろうが、今回は論文全体の吟味をおこなう暇がないのはまことに遺憾である。

- 女。(同176・橙色にて「女」補入。「旋」に角筆合点を施すは、「胡旋」二字なることを示す意ならん) ⑳貴妃(同176)
 ⑲馬嵬(同177) ㉑制不禁(同178) ㉒玄孫扶(新豊折臂翁182) ㉓憑肩(同182) ㉔征戰(同184) ㉕駟向
 (同187) ㉖未戰(同189・「タ」の下「カハサ」あるか、断定し得ず) ㉗兵部牒(同192・「牒」に「てフ」あるか。「て」
 同字双つ並ぶごとく見ゆ) ㉘不堪(同194・左旁「タ」の下未詳) ㉙望郷鬼(同200) ㉚宋開府(同202) ㉛参
 商(同213) ㉜色衰(同214) ㉝怨悔(同214) ㉞鴛鏡(同215) ㉟容飾(同217・角筆「カホツクリ」眉上にある
 を、いま移す。左旁、淡朱筆「カホツクリ」を施す) ㊱職事廢(「司天台25・或は「スタレ」か。左旁下、茶色線点
 「たり」を施す。右旁「ル」(合点濃朱筆)を施す) ㊲五星(同227) ㊳蠱蠱化(捕蝗235・「として」の上、墨筆「ユ
 あり。「クワ」の下、墨筆「シ」、星点「て」あり) ㊴課人(同238) ㊵昼「夜」(同238) ㊶飢「人」(同240・「タ」の下、
 墨筆「ル」あり。墨線点「たる」を施す) ㊷貞觀之初(同243・上字に濃朱筆「テイ」を施す) ㊸害(同245) ㊹仍
 豊(昆明春水満254・「タカ」の上、墨筆「ユ」あり) ㊺建牙(城塩州266・墨音読符右上に角筆「」を加
 う。濁音符ならん) ㊻十余載左衽(同268) ㊼將略(同274) ㊽廟謀(同274・「ハ」の左上「」認めらる。濁点の
 一部か) ㊾猖狂(同275・「う」認め得ず) ㊿難制(同275) ㊽韓公(同) ㊾受降城(同276) ㊿如「今」(同
 277) ㊽城壁(同278) ㊿恩沢(同279) ㊽郡(同286) ㊿按六典書(同287) ㊽忻忻(同290) ㊿相保(同
 291・右旁「タ」の下、未詳) ㊿驅犀(同299・左旁「か」の下、橙筆「リ」あり。右旁、墨筆「リ
 テ」あり) ㊿瑤蕒(同303) ㊿江湖心(同304) ㊿霰(同307・「られ」の上、墨筆「ア」(合点濃朱)あり) ㊿蹠
 蹠(同307) ㊿鱗甲(同307・「リ」の下「ン」認め得ず) ㊿錚々(五絃彈319・「しや」の下「う」認め得ず) ㊿珊瑚
 (同320) ㊿吞々(同324) ㊿自歎(同324・「ナ」の下、墨筆「クラクハ」あり) ㊿正始(同327) ㊿疏越(同328・

- 「ソ」には非ず) ⑦三歎(同328・「ナ」の下、墨筆「ク」あり) ⑦⑥曲淡(同329・墨訓「ク」あり) ⑦⑦節稀(同329・「レ」の上、墨筆「マ」あり) ⑦⑧声不多(同329) ⑦⑨古瑟(同331) ⑧①皮船(蚕子朝334) ⑧②入界(同335・「かい」の上墨筆「サ」あり) ⑧③経蜀川(同335) ⑧④牂牁(同336) ⑧⑤西接(同337・「西」に星点「の」あり、「接」の角筆点の「す」、やや異形、いま「す」と見做す。「接」の右旁、墨筆「ス」、その外茶筆「せり」あり、角筆点はその外側にあり) ⑧⑥初瑣碎(同337) ⑧⑦屈強(同338) ⑧⑧鮮于(同339。墨筆「セム」抹消) ⑧⑨合軍没(同340・「没」の右旁、墨筆「タリ」あり) ⑧⑩陛下(同343) ⑧⑪迎蛮子(同344) ⑧⑫道従(同345) ⑧⑬近天顔(同348・「近」の右旁、「チツ」の下、墨筆「ク」あり) ⑧⑭舒難陀(驃国楽355・「舒」に淡朱「シヨ」あり) ⑧⑮正朔(同355) ⑧⑯紫庭(同356) ⑧⑰銅鼓(同357) ⑧⑱珠纓(同358) ⑧⑲眩転(同358・「エ」或は「へ」か) ⑧⑳星宿(同358) ⑧㉑須史(同361) ⑧㉒擊壤(同363) ⑧㉓如體(同366) ⑧㉔姓名(伝戎人374・「め」の下「い」認め得ず) ⑧㉕喉中(同379・「中」右旁に淡朱筆「ウ」を施す) ⑧㉖奔帰(同387・「帰」に右旁訓「へテ」あり) ⑧㉗大漠(同387) ⑧㉘青冢(同388)
- 以上の個所の角筆点の外、やや確実性のないものに次の例がある。
- (1) 執政(序27) (2) 就樂懸(立部伎118) (3) 双袖拳(胡旋女167・「拳」の右旁、墨訓「ル」あり) (4) 争能(同172・「タタカウ」の下一字未詳。「争」の右旁墨訓「ア」) (5) 惑君心(同177・「惑」に星点「す」あり) (6) 影(昆明春水満248・「か」の下「い」に似るも未詳) (7) 鄜州(城塩州271・「鄜」の右旁角筆訓「ふ」か、確実ならず。墨筆音注「し夫」を施す) (8) 廟謀(同274・「廟」に角筆字音訓「へ」あるか) (9) 進送(道州民284・「送」の右旁、角筆訓「ス」あるか) (10) 通天犀(馴犀298・「通」の右旁角筆訓「ウ」は明、その上字「」のみ見ゆ) (11) 鉄声致(五絃弾321・「致」の角筆訓「ツ」の上「サ」には解し難し。「ソ」に似る) (12) 星居(蛮子朝337・「星」の角筆訓「の」の下明ならず) (13) 一刻(同351・「刻」の角筆訓「ク」と解して可ならん。下墨筆訓「ナル」あり) (14) 御紫庭(驃国楽356・「御」の角筆右旁訓「キヨ」か) (15)

(六)朱・橙・茶・緑青筆の書入順序等について

以上述べてきた訓点を総て色別に示せば墨筆（菅家）、淡朱筆（同）、濃朱筆（藤原正家）の三筆の由来は明かである。その外の橙色・茶色・緑青の三筆は、小林論文（緑青筆については触れられていない）ではこれ亦何れも正家本に施されていたものと解されるが、むろん可能性はあるにせよ、そう断定する根拠には触れられていない。

博士家の点本において、朱墨以外に、これだけ多数の色を使用すること自体極めて異例であり、まして、元来これは藤原家の侍読用の本ではないか。本来、原本には自家の訓以外に書入れるべきではなからう。筆者は校合を行った藤原濟氏の手元に、元来、橙色、茶色、緑青色で表わされる点本資料が別に存し、これが使用されたのではないかと推定する。正家本を濃朱色で示して移点しているのと、橙、茶、緑青色で示すのとは形式は全く同じであり、まして、既に述べた如く、緑青色筆は二百ヶ所ほどの書入れが総て抹消されているというのも、その理由はともかくとして、その全部抹消という一種の改変が侍読本たる正家本に於て実際に起っているとは到底考えられないことである。但し、この三筆に示される点本よりの移点は、別時に行われたものでなく、正家本よりの移点時に、濟氏の手元にこの三資料もあり、正家本も合せ四本のすべてが併行して同時に使用されたと見做してよからう。

筆者はこれを知るために、本文の文字や同じく訓に施された合点の、それが加えられた前後の順序の有無を検討した。その結果は次表の通りである。

この表に示される合点の書入れ順序によって知られる如く、濃朱筆、つまり正家本が、特に、最初に移点されたとはいえず、橙、茶筆をも交えて、三筆が或いは先になり、或いは後になり、全く順不同に書入れられている。これは更に緑青筆を加えても同様である。

こういう予め定められた秩序のない順不同による書入れられ方からみても、博士家の証本の実態を示すとは思われ

ず、如何にも済氏の手による移点、校合作業の実態が示されているといえよう。

(13) 稱 214	(9) 斯 231	(5) 逢 184	(1) 不 194
(14) 得 138	(10) 浸 248	(6) 知 229	(2) 無 191
(15) 言 201	(11) 孤 199	(7) 為 99	(3) 備 391
	(12) 引 92	(8) 鳴 102	(4) 服 99

(七) 角筆点について

以上、墨筆・彩色筆の外、時賢本にも尠からざる角筆点が施されている。大部分、字音・字訓に限られ、外に合点や音読符、濁音符等も稀に含まれる。次にそれを総て挙げる。

- ① 鄭之 (序13・「テ」やや明ならず)
- ② 驪宮高 (同15)
- ③ 弁皇鑿 (同17・「かん」には非ざるべし。但し、音読せざれば訓みがたし)
- ④ 貪虜 (同24)
- ⑤ 井底引銀瓶 (同27)
- ⑥ 魏徵 (七徳舞57)
- ⑦ 哀楽 (法曲85・左旁「おり」に似たるあるも確認し得ず)
- ⑧ 唐興 (二王後91)
- ⑨ 助郊祭 (同93)
- ⑩ 人伝 (海漫々98)
- ⑪ 虚祠禱 (同104)
- ⑫ 玄元聖祖 (同106)
- ⑬ 巨索 (立部伎113)
- ⑭ 雅音 (同118)
- ⑮ 百獸 (同121)
- ⑯ 耳如壁 (華原磬131)
- ⑰ 梨花園中 (胡旋女175・「中」にヲコト「に」の外、左旁茶色筆「ニハ」あり。角筆合点を旋す)
- ⑱ 金雞 (同175)
- ⑲ 胡旋

- (1) 「ス」橙筆合点茶筆
- (2) 「シ」橙筆合点茶筆
- (3) 「ヘム」茶筆合点橙筆
- (4) 「モノハ」茶筆合点橙筆
- (5) 「アヘリ」橙筆合点右茶筆左朱筆
- (6) 「シリテ」橙筆合点右茶筆合点左朱筆
- (7) 「ナル」橙筆合点右朱筆左茶筆
- (8) 「ヲハ」墨筆合点右内側茶筆外朱筆合点左橙筆
- (9) 「ス」朱筆合点右茶筆左橙筆
- (10) 「セハ」茶筆合点朱筆
- (11) 「ヒトリニシテ」茶筆合点朱筆
- (12) 「ヒイテ」朱筆合点橙筆
- (13) 「ク」朱筆合点橙筆
- (14) 「ム」橙筆合点朱筆
- (15) 「イヘルコト」橙筆合点朱筆。以上の例により朱・橙・茶色筆に一定の順序のないことがわかる。

椎髻（同357・「髻」の角筆右旁訓「イ」のみは明か、その上「ケ」あるか）

（16）脱身（伝戎人386・「脱」の左旁角筆訓「タム」に見ゆ）

以上、角筆の訓点のはじめの一〇六例と後の一六例を合せて一二三例にみられる。

この中には⑧の例のごとく、ヲコト点（て）と連動したり、⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿・㉠の例のごとく、墨訓と連なって訓まれたと思われる例も含まれる。また、④⑦の例のごとく、墨音読符に角筆による濁音符のみを施すこともあるので、墨訓の後に施されたことは明かである。同時に、その他の彩色訓とは係わりは認められないので、藤原正家本よりの移点、校訂時にみられる濃朱筆、橙筆、茶色筆による校合作業には無関係で、恐らくはこれらの移点の後に加えられたものではなからうか。

訓点のみでなく⑩の例のごとく、本文の異同に関する記入があったり、また⑬⑭⑮⑯の例のごとく、左旁、右旁の區別意識も認められるので、或いは、角筆点の拠る点本の存在を認めてよいのかも知れない。但し、神田本に施された角筆点と比べると、字音・字訓の仮名に重点がおかれていることは確かである。

註（1）筆者は本書の一九六七年三月三十一日発行の初版を使用した。発行所に問い合わせたところ、一九八一年のはその重印本であり、内容上、初版に新しく手は加えられていない由である。

（2）この本のヲコト点・訓点や校合注に使用されている大ざっぱにいつて赤系統の色（朱や橙色を含む）は全巻を通じて色相が必ずしも一定せず、朱や橙色の外、これらが少し宛混入されたと思われる色の個所が屢々認められる。調査して混入を来すことがままある。いま、これら諸色を整理し、本稿で如何に処理したかを次に示す。

（1）濃朱筆 藤原正家本よりの訓点・校合注等を移点した際に用いられる。鮮明な色であり、ままた赤の濃淡に若干の変化が認められる。

（2）薄朱筆 菅家本に施されていた墨筆と共にあるもの、ヲコト点、訓点、書入等に認められる。時にごく淡く、見え難いことがある。また、ときに、橙に近い薄朱筆も認められる。

(3) 橙色筆 やや黄を含む橙筆。時に赤味を帯びる等の変化が認められる。小林氏が黄筆とされるもの。
(4) 朱筆 (1)(2)の中間にあり、或いは(3)も多少混入した色。決定し難く、やむを得ずかく名づけた。後の翻字篇に於てこの名称を用いる。

この本の全巻の赤系統の筆を仔細に検討すると以上(1)(2)(3)の複雑に混入した次の様な個所が随所に認められる。その一端を具体的に示す。

(a) 首より四九行辺までの朱は、朱と橙と混じた色を示すことが多い。「華原磬」(5・合符)、「遇」(11・訓)、「諷」(27・右左旁訓の各々の左合点)、「見」(58・訓)。これは三三〇行辺にも認められる。「不覚」(331・合点)

(b) もと薄朱筆があり、その上に濃朱筆を重書した個所。二色交り、色相他とやや異なる。「断」(33・合点)、「定」(54・訓)、「収」(55・句点)、「父母」(57左・ヲユト点)等多数あり、翻字注にて示す。

(c) 濃朱筆の下橙筆あるもの。「死来」(24・訓・合点)、「楊」(74・校合注)。これらの例は自然に濃朱筆に橙色を加味してみえる。また「進作貢江」(286)、「猶江」(294・校注)のごとく、朱の加わった橙色の場合も尠くない。

その他薄朱ではあるが、他の色の例よりもやや明るい色である場合もある。「親」(258・訓)、「忻」(259・訓)。また「生」(288・訓)、「築」(278・訓)などは橙筆に近い薄朱筆の例もある。これらは薄朱筆として扱った。

(3) 宇都宮睦男氏「時賢本白氏文集の「共通訓」について」(「国語国文」五一—一一)、同「時賢本白氏文集の「固有訓」について」(「同」五二—五五)に於て、同氏は合点の意味に関し拙考にはほぼ同意された上で立論される。但し、合点の彩色についての分類に関しては同じではなく、また、彩色筆全体に関し吟味の跡はみられない。

三

既に触れた通り、時賢本の本文に関しては、校合注として書入れられた諸種の本文の取扱に、筆者自身、これ迄は厳密さに於て不十分なものがあつた。本文に関していうときは、時賢本という称呼そのものすら正確ではない。先ず、菅家証本の時賢による本文書写があり、次で、菅家本自体に於ける校合書入の実態(墨書、まゝ薄朱書を含む。墨筆は時賢・濟氏の二筆を含む)、及び、藤原家本々文に於ける実態(濃朱書)、並びに、橙筆・茶筆・緑青筆等によって示

される本文の異同等に関し、夫々分けて吟味し、それを正確に区分してこれを表示し、最後に、これらの本文と神田本や刊本のそれとを校比することにする。

(一)菅家本に関する校合注書入について

(a)墨筆。時賢・済氏の二筆がある。但し、この相違は本文の系統上の問題と係りはない。次の例が認められる。

(1)百_{、練}鏡(序16) 「鍊」、墨済氏筆、元眉上にあるを、いま右旁に移す。校注ならん。合点、本文薄朱筆。

(2)不教哭(上陽人148) (「敢」、墨筆。本文と同筆、時賢筆か)「敢」は校注。その斜右上、茶・濃朱の合点を、斜左上

橙_敢(その下緑青)合点を、夫々施す。

(3)貴妃胡旋惑君心(胡旋女177) 「感」、墨済氏筆。校注。合点は濃朱筆。

(4)戸有三丁_{、點}一丁(新豊折臂翁186) 「抽」、墨済氏筆。校注。斜上右橙合点、斜左上茶合点を施す。

(5)近水之人感君_{、抽}惠感君_{、感}惠_{、江本}独何人(昆明春水満256) 「感君惠重点無之」の七字、墨済氏筆、元眉上にあるを移す。合

点、「江本」は橙筆。

(6)城塩州_{、重点三字無之}々々々(城塩州273) 「重点三字無之」の六字、墨済氏筆、元眉上にあるを移す。「江」のみ橙筆。六字の

墨筆注は菅家本校注として、そういう本文をもつ本の存在を示し、且つ「江」も同然という意ならん。

(7)長者不過三尺餘(道州民283) 「四」、墨済氏筆ならん。校注。本文「三」の斜右上に墨・薄朱合点を、斜左上に

橙合点を施す。「四」の斜右上に薄朱合点を施す。

(8)得作_{、良}齊人身(道州民291) 「良」、墨時賢筆か。校注。「齊」の斜右上墨・濃朱合点を、斜左上橙合点を施す。「良」

の合点は薄朱。

(9)座中為一遠方士(五絃弾323) 「有」、墨済氏筆。校注。斜右上朱・茶合点、斜左上橙合点あり。

遠方土／此三字菅本無之／正本同無之
(10) 余聴(五絃彈326)。「薄朱書。補入三字元眉上、薄朱筆。菅家本校注なるべし。「遠」の斜右上茶色、斜左

上橙色合点を施す。「方土」二字の上濃朱筆を重書す。「此三字」以下十二字、濟氏墨筆、元眉上にあり。

(11) 開元皇帝雖聖人(蝨子朝338)。「神」、墨濟氏筆。校注。合点及び「江」、濃朱筆。「人」に淡朱筆合点を施す。

(12) くく(蝨子)道導從者(蝨子朝345)。「導」、墨濟氏筆。校注。斜右上橙合点あり。

この外、同じく墨筆校合注であるが下に小字の典拠が施されたものが若干認められる。

(13) 長令命或余輩調宮徵(立部伎119)。「命或」、墨濟氏筆。斜右上濃朱合点を施す。本文「令」の右濃朱左橙合点を施す。

(14) 当初死瀘水頭身没(新豊折臂翁199)。「時」、濃朱筆。墨校注七字、時賢筆、元、眉上の書入。合点は濃朱筆。

(15) 第五絃声敢作尤音或寂掩抑(五絃彈318)。墨校注五字、濟氏筆。元、眉上にあり。

(16) 伝戎人伝戎人々々々戎人之中正本或之中我苦辛(伝戎人396)。校注は墨、時賢筆。元、眉上にあるを移す。

(b) 薄朱筆。次の時賢筆校注が認められる。

(17) 少敢封疆死(華原磬135)。校注薄朱三字、時賢筆。合点は橙筆。

(18) 卿雲(司天台230)。薄朱筆校注。「卿」に薄朱合点、「慶」に斜右上茶、左上橙(下緑青)合点を施す。

(19) 一人有慶兆人頼(捕蝗244)。「民」及び音合符、薄朱筆。「人」の斜上左濃朱筆合点を施す。

(20) 躡大反續不塞(驃国楽356)。「躡」の合点、茶色。「躡續」の薄朱筆声点(去)(去)。

(21) 路旁走出(伝戎人389)。注三字薄朱、濟氏筆。元、眉上にあるを移す。合点は橙筆。

外に、薄朱筆校注で小字典拠を付したものととして、次の例がある。

(22) 歎王化之先近後遠也(序14)。注四字薄朱(やゝ橙色がかるも薄朱筆と認む)、濟氏筆か。元、眉上にあるを移す。

(二)時賢書写本に書入れられた藤原正家本による校合注について

濃朱筆。すべて済氏の筆である。次の個所に施されている。濃朱校注の例から帰納すれば、本文々字に濃合点を施し、その上同字右(左)旁に濃朱旁注を施す場合は、合点のある文字が正家本々文であり、旁注は正家本の校注と見做す。本文々字に合点がなく、旁注のみある場合は、その注字が正家本々文と見做す。

(23) 永徽之人舞而詠吟(法曲74) 合点も濃朱筆。正家本々文は「詠」ならん。

(24) 傍無辺旁(海漫々97) 合点も濃朱筆。正家本々文は「傍」ならん。

(25) 堂上者坐堂下立者、者字無之(立部伎114) 注二ヶ所、共に濃朱筆。「者」、正家本に於ける校注ならん。下四字、元眉上。

(26) 緑衣監使六宮(上陽人144) 左旁校注の外、「緑衣」の音合符、ヲユト点「の」、「監」の声点(平声・去声)・反切「胡銜反」すべて濃朱筆。「緑衣」を正家本の本文とすれば、「六宮」は校注ならん。

(27) 二人取道導宿サトセ(胡旋女174) 「道」、元、眉上にあるをいま移す。正家本々文「道」なるべし。

(28) 唱此歌悟明主トランメヨ(同179) 「寤」(訓も濃朱)、元、眉上にあるをいま移す。「悟」の左旁訓の合点及び別訓「サトサム」濃朱筆なる故、二字の何れが本文か未詳。

(29) 伝道道雲南有瀘水道(新豊折臂翁188) 「道」の合点は濃朱筆。正家本々文「道」なるべし。右旁校注に茶筆合点及び同色「在本」とあり。

(30) 当初時死瀘水頭身没斯(同199) 正家本々文「初」なるべし。

(31) 天文時變兩如何斯(司天台231) 右旁濃朱注の下、橙筆同字あり。正家本々文「斯」なるべし。濃朱筆字に斜右茶色、斜左橙色合点あり。

(32) 率土皆吾皇民吾(昆明春水満257) 合点も濃朱筆。(尚、斜上左に橙筆合点もあり。) 正家本々文「皇」なるべし。

「吾」は校注。

(33) 夜捉生生作性又牲(城塩州269)

校合注五字、元、眉上にあり、いま移す。「生」のヲコト点及び句点、濃朱筆、従って正家本々文「生」に作るべし。

(34) 以陽為字楊(道州民294) 合点橙筆、濃朱校合注の下、橙筆同字あり。ヲコト点よりみて正家本々文「陽」なるべし。

(35) 徳宗省表知如此省作看江(蛮子朝344) 校注、元、眉上にあるを移す。正家本々文「看」なるべし。二つの合点、「江」

は橙色筆。

(36) 鞆鞆作鞆江不塞縵(驃国楽356) 合点は茶色筆。「江」は橙色筆。正家本々文「鞆」なるべし。

(37) 花鬘斗藪太(同358) 合点も濃朱筆。正家本々文「鬘」なるべし。

(38) 致太天平……遠太天平(同364、365) 二つの合点、濃朱筆。正家本々文「大」なるべし。

外に、濃朱筆校注で、下に小字の典拠を付するものに、次の例がみられる。

(39) 以心感人心作自或心帰心作自或(七徳舞68) 校注四字、元、眉上にあるを移す。

(40) 翁年二十在廿一廿四正本四廿四正本(新豊折臂翁192) 右旁注は茶色筆。左旁注は濃朱筆、元、眉上にあるを移す。

(41) 臂折来成来或唐本作来字六十年唐本作来字(同196) 校注、元、眉上にあるを移す。「成来」は「折成来」の、「唐本作来字」は「折来来」の意なるべし。

(42) 長安葉價價作肆一本(城塩州272) 校注、元、眉上にあるを移す。

(43) 父子兄子或兄弟始相保兄子或(道州民291) 二つの合点は濃朱筆。正家本々文「父子兄弟」なるべし。

(44) 渡綱或繩橋（蛭子朝34） 合点も濃朱筆。正家本々文「繩」に作るべし。

(45) 誠由或作、知由陛下（休明德（同34）） 校注、元、眉上にあるを移す。上の合点、濃朱筆、下のは橙色筆。正家本々文「由」なるべし。

(46) 為唐外臣外作殊或（驃国楽359） 校注、元、眉上にあるを移す。

(47) 百辟詣閣或閤門（同361） 合点、薄朱筆。

(三) 橙・茶・緑青筆で示される本よりの校合注書入について

(a) 橙筆。次の校合注の例が認められる。

(48) 歎王化之先近後遠也（序14） 「欲」、「歎」の左下小字。前に挙げた、薄朱筆「或」本も「欲」に作る。

(49) 張欲瑾謹（七徳舞59） 合点は濃朱筆。

(50) 致死能感人（華原磬133） 校注「声」の斜右濃朱合点、斜左茶色合点を施す。正家本も「声」に作るならん。

(51) 東南西南四五百廻円（上陽人156） 校注「南」橙筆の下、緑青筆同字あり。「西」の斜右濃朱合点、斜左橙合点を施す。「南」の合点は茶色筆。正家本々文「西」なるべし。

(52) 中有大真太（胡旋女173） 校注「太」の下、緑青筆同字あり。

(53) 祿山胡旋。迷君眼女（同176） 橙筆「女」の「。」も同色、補入。その下、緑青筆同字あり。

(54) 陽成楊貢（道州民286） 「陽」の合点は、薄朱、橙筆重なる。「楊」の合点は、橙の下緑青筆あり。

(55) 歳進矮奴亦字無之（同289） 「進」の合点は濃朱筆。正家本々文「進」なるべし。

(56) 驃楽不来君亦聖亦字無之（驃国楽369） 校注四字、元、眉上にあるを移す。「亦字無」の三字、下緑青筆あり。

以上の外、下に小字の典拠を付する例もある。

57 歌太^{大江}一^定 (法曲73) 音合符、ヲコト点濃朱筆。菅家本・正家本「太」に作る。

58 擊鼓吹笛^{笙或} (立部伎117) 「笛」のヲコト点濃朱筆。菅家本・正家本「笛」に作る。

59 用之捨之由樂工^{樂工重点無之江}々々。豈有耳如壁 (華原磬130) 校注七字、元、眉上にあるを移す。「樂工」のヲコト点「に」、

下の読点濃朱筆。正家本々文は「々々」あるならん。

60 君心遂忘封疆臣 (同134) 「心君」は恐らく誤顛ならん。

61 上陽。人 (上陽人題139) 菅家本・正家本「上陽人」に作る。

62 強鎗 (新豊折臂翁185) 校注四字、元、眉上にあるを移す。本文二字の声点濃朱筆。正家本「鎗」に作る。

63 当初死瀘水頭 (同199) 校注六字、元、眉上にあるを移す。

64 何況如今鸞鏡中妾顏未改 (大行路215) 注字、元、眉上にあるを移す。「江」を除き六字、下緑青筆あり。

65 不為害 (捕蝗245) 「害」のヲコト点濃朱筆。菅家本・正家本「害」に作る。

66 左粧 (城塩州268) 本文元字は恐らく誤写ならん。

67 仍恐兒孫忘使君 (道州民293) この注字、橙色に朱色混る。

68 唯許正朝服漢儀 (伝戎人382) 注字、元、眉上にあるを移す。

(b) 茶色筆。次の校合注の例がみられる。

69 天^末宝^末季年 (胡旋女172) 「季」の斜左合点濃朱筆。斜右橙筆 (下、緑青)。正家本「季」に作る。

70 辺^未功^未不立生人怨 (新豊折臂翁206) 「不」に濃朱合点を施す。校注に橙筆合点 (下、緑青) を施す。

71 義^義和 (司天台224) 本文々字に濃朱合点を施す。校注に橙筆合点 (下、緑青) を施す。

外に、校注の下、小字典拠を付する例がある。

(72) 能能作、声嘗江感人 (華原磐133) 注字、元、眉上にあるを移す。注の二つの合点及び「江」は橙筆。

(73) 戸有三丁點作抽或一丁 (新豊折臂翁186) 校注、元、眉上にあるを移す。

(74) 翁年廿四二十在 (同192) 校注は「廿」を「二十」に表記する意なるべし。

(75) 揀擇在退帰郷土 (同195) ヲト点よりすれば正家本「揀」に作る。

(76) 下上凌、上下或替 (司天台226) 本文合点は濃朱筆、校注合点は橙筆 (下、緑青)。

尚、緑青色筆は単独には存しない。すべて、重書され、他色の下に在るので項をたてない。

更に、本来ならば、以上の資料の中から、濃朱筆、薄朱筆、橙、茶、緑青筆別に合点と校合注との係わりを整理すべきであるが、紙数の関係で省略する。

(四)以上、菅家書写本に施された、藤原正家本その他諸種の本の校注について検討を加えた。従来は、ただ時賢本に施された校注という程度に止まっていたが、今回の色別けされたものに分類して本文の吟味をすることによって、より適確にこの二本ならびに校注の本文の実態が明かになったものといえよう。

最後にこれをまとめる意味で、以上の校合注の拠っている諸本の本文について述べる。

先ず藤原正家本本文であるが、校合の結果からすれば、菅家本との異同は極めて少ない。ヲト点、合点その他諸種の条件より勘案すれば、次の例があるに過ぎない (番号は前例の通し番号をそのまま使用。以下同)。

(1) 百練鏡練 (序16。校注墨筆、合点濃朱筆) (3) 惑君心 (胡旋女17。合点濃朱筆) (10) 余聴遠方士 (五絃彈326) (11) 聖人

(蚤子朝338。合点濃朱筆) (14) 当初死時 (新豊折臂翁199。校注濃朱) (31) 両如何斯 (司天台231。校注濃朱筆) (35) 徳宗省表神

(蚤子朝344) (36) 翫難不塞 (驃国樂356)

(3)の「感」は敦煌本・諷諫本清本・伍忠光本のみがこれに一致する。(10)の「遠方士」は菅家本のみ無し。(11)の

「人」に作るは稀。(14)「時」に作るは宋本等にみえる。(31)の「何」に作るのは、時賢本の外、旧鈔本の三条西本がある。(35)の「看」は旧鈔本にまみられる。

次に、菅家本に施された墨校合注、同薄朱筆注をはじめ、藤原正家本本文と見做される濃朱筆注、また、その他の橙色筆、茶色筆について、本文上の検討を加えた結果からすれば、なかには若干の文字について、類例がなく、孤立している場合もあるが、多くは従来校勘に使用した諸本との関連が認められ、且つ、その夫々色別された校注の何れをとつても、例えば一貫して宋本に拠っているというような特別に目新しい本はみられない。何れも旧鈔本の範囲を超えるものではない。と同時に、その校語の中には、まます本刊本やその他の中国刊本に連なる文字も見出された。このことは、校語の拠る本としてときに宋刊本も使用(一例「唐本」と明記される)されたと解し得るし、また、旧鈔本であっても宋本系統の本に連なる文字を持つ本もあることを示すものといえる。

このことは、色別けして示された校注の、その色と同数の夫々特に別種の本文を認めることに消極的たらしめる。ここに使用された旧鈔本間には異同も比較的少なく、従つて、以上、校注等を手がかりに、本文の系統等に関して余り深入りして考察することはさし控える方が安全であろう。

最後に、校語の施されている個所の菅家本本文について検討し、また、施された数多くの校語の中から、従来の校勘諸本には比較的稀な例を若干挙げることにする。

(1)菅家本本文について この本はいう迄もなく旧鈔本のうちの一本であるが、次に挙げる例が示すように、時として、宋本や宋本系統の本文に一致し、旧鈔本と異なる個所が認められる(『神田本白氏文集の研究』校勘表を参照)。

(4)戸有三丁^抽點一丁(186)「點」に作るのは、敦煌本・宋本等刊本・諷諫本等。旧鈔本は「抽」に作る。

(11)聖人(338) 雅章本「人」に作る。旧鈔本・刊本諸本皆「神」に作る。
神江

(17) 少敢封疆死 (135) 慶安刊本・雅章本「敢」に作る。他本は「肯」に作る。

(18) 卿雲寿星 (230) 御物本・神田本校注「卿」に作る。他本は「慶」に作る。

(22) 歎王化之先近後遠 (序14) 慶安刊本・雅章本「歎」に作る。他本は「欲」に作る。

(31) 天文時變阿如何 (231) 三条西本「何」に作る。他本は「斯」に作る。

(50) 立弁致死能感人 (133) 敦煌本・諷諫本・三条西本「能」に作る。他本は「声」に作る。

(51) 東西四百廻円 (156) この本の外、正家本、神田本、及び、敦煌本・宋刊本・諷諫本等「西」に作る。旧鈔

本の管見抄本・醍醐寺本・高野本・天理永仁本・京大三本・某家鎌倉鈔本・猿投諸本・三条西本「南」に作る。

(61) 上陽。人 (題139) 敦煌本・諷諫本、旧鈔本中、御物本 (又、定家奥入所収本) 「白髮」の二字無し。他本は「上

陽白髮人」に作る。

(70) 辺功不立生人怨 (206) 正家本・御物本・京大三本、敦煌本・英華本「不」に作る。神田本等旧鈔本、宋本等

刊本・諷諫本・慶安刊本「未」に作る。

以上の諸例によって菅家本の特徴がかなり明かになった。旧鈔本と宋刊本等の本文の異同は、当然のことながら、謂わば相対的なものに過ぎず、その間にあつて、敦煌本がこの両者間に介在し、旧鈔本では特異な一本である墨跡本の御物本などもこれに似た一面をもつて、時に宋本等刊本に近づく。この菅家本なども、旧鈔本のなかでは、比較的御物本に近い一面を有するものと見做すべきであろう。

(口)次に校注の中から、白氏文集本文全体について示唆を与えるものや、比較的稀な例若干を抄出して示す。

(2) 扶入車中不教哭 (148) 「敢」に作る本に、敦煌本・諷諫本明本・慶安刊本及び旧鈔本の管見抄本・真福寺本・

高野本・天理永仁本・某家鎌倉鈔本・猿投諸本・三条西本がある。

(7) 長者不過三尺餘 (283) 敦煌本・御物本「四」に作る。

(8) 得作齊人身 (291) 敦煌本・宋本等刊本・諷諫本・樂府本・慶安刊本「良」に作る。醍醐寺本・猿投觀心本亦同じ。神田本・御物本等旧鈔本「齊」に作る。

(26) 緑衣監使 (144) 敦煌本「緑宮」に作る。諷諫本「六宮」に作る。

六宮 肆

(42) 長安葉佃黃耆賤 (272) 宋本等刊本・諷諫本・樂府本・慶安刊本「肆」に作る。

兄子或

(43) 父子兄弟如相保 (291) 宋本等刊本・樂府本・慶安刊本、御物本「父兄子弟」に作る。旧鈔本の外、敦煌本・

諷諫本本文に同じ。

(46) 臣父願唐外臣 (359) 「殊」この例の外は知らず。

末

(69) 天宝季年 (172) 敦煌本・諷諫本・英華本の外、三条西本「末」に作る。

(76) 下凌上替 (226) 敦煌本・宋本等刊本・郭本・諷諫本・樂府本・慶安刊本、三条西本「上下」に作る。

上 下或

菅家本や正家本校訂の頃は、無論宋刊本も将来されており、降って鎌倉時代、金沢本の豊原奉重などは宋本を校勘に縦横に駆使した。濟氏が宋刊本を実際に手元に留めて使用したという確証は、校注の注記の中には認め難いが、以上の例によって示される如く、刊本系統の諸本の存在は充分に認められる。

そして更にもう一つ、この時賢本と神田本を比較するという問題が残る。これは既に述べた如く、校勘表を作成してあるので詳細はそれに譲る。

これは本文そのものに関してではないが、各篇題下に小字側注が施され、更に原注が続く場合、神田本外鈔本の多くは、一字あけて続けてすぐ書加えられる。この点、時賢本は注文は題から低一字、必ず改行する。猿投貞治写本はこれと同様であり、三条西家本は題と同じ高さで改行される。

本文については、両本は近い本ではあるが、例えば(4)例にも挙げたような、若干の異同が認められるのは事実である。そしてその相違点を検すれば、例えば、「好生毛羽悪成瘡(大行路212)」の「成」に関し、「生」に作る本があり、旧鈔本では神田本・管見抄、刊本では宋本等刊本・英華本刊本・諷諫本・慶安刊本等がある。「成」に作るのは、英華本鈔本・樂府本があり、旧鈔本では時賢本(菅家本)の外、御物本・醍醐寺本・高野本・天理永仁本・京大三本・某家鎌倉鈔本・猿投諸本・三条西本がある。これをみれば、異同の淵源するところは唐鈔本にまで遡らざるを得ず、長きに亘って諸本に二分されて現状に至った跡を認めることが出来る。これと同性質の異同個所は外にも認められる。

と同時に、神田本・時賢本・御物本の外に、もと平安鈔本に拠ると思われる慶安刊本の本文をも含め、これら平安鈔本あるいはその旧態を留める諸本の本文には、夫々、ままた刊本の文字に一致する個所を含む点に於ても極めて類似している。論理的には矛盾するかにみえはするが、筆者はこの点こそ、これら諸本が唐鈔本の原姿に近い所以であろうとすら思っている。神田本の本文の特徴については既に別に述べた。そしてこの時賢本(正確には菅家本・正家本)や御物本などについても、その淵源は古くに遡って、他の、謂わば第二次旧鈔本とは一線を画して存するという実感が筆者にはある。

〔補〕 彩色筆特に朱筆についての最終的見解とその処置

二の注(2)に於て、既に、時賢本に施されたヲコト点や訓点等の複数の彩色筆について触れた。そして、最後に拙稿の末尾に掲げる時賢本の翻字文並びにそれに伴う色別の注を作成するに当り、この本に施されている彩色筆全体を、猶残る若干の問題点説明のために、改めて原本について調査し吟味した結果、特にその中の朱色筆に関しては、次の

如く整理分類すべきであるという結論に達した。

この本に施された朱筆は、基本的には(a)橙色のやや勝った朱筆と、(b)やや黒味を帯びた赤系統の朱筆の二種がある。そして、さらに細かく検討すれば、この(a)(b)筆の夫々の色に同じくみられるが、色がある程度層をなして本来の色がそのまま保たれている場合の外に、色の層が剝落するか或は始めから層をなさない程薄い濃度の朱が用いられている結果、無論、両者は本来同質ではあるが、前者より薄色にみえる場合がある。前の記述では薄い朱色筆という表記を使用した方が、そういう更に別種の色は元来存しない。ここに朱筆全体を改めて(a)(b)筆に分類したことを明にすると共に「薄朱筆」という表記については以後使用しないよう訂正する。

既に触れた通り、彩筆については朱色筆のほか、この本には別に橙色・茶色(濃薄あり)・緑青色(これは殆んど総て抹消)の諸色筆が施されているが、この中で、朱色の(a)筆と橙色筆とは比較的近い場合があり、時に識別がやや困難なことも生じる。橙色筆は、時として、ある一定の範囲内に限れば他の個所よりより鮮かにみえる場合もあるが、色相としてはほぼ安定しているのに対し、朱色の(a)筆はときに橙色がかつか、或いはやや赤味加わるかというように、色相が揺れている。この本の彩色筆の全量に対して、この(a)筆の占める率が比較的高いだけに、研究者に対し(a)(b)筆並びに橙色筆を繞って一種の困乱を起し易くしている。筆者もこの三筆の明瞭な識別上の規準をたてるのに永い間確信を持ち得なかつたことをつけ加える。(a)筆にはかく揺れのあることは事実であるが、筆者は、その揺れを統一して(a)筆というわくにまとめ得るものと、いまはみている。

この(a)筆はフコト点(星点)のなかば以上の個所に用いられ、その外にも、訓点、諸種の書入れ等にも、濃淡二様を交えつつ用いられている。奥書のどこをみても特にこの(a)筆に関する記述はみられないが、この筆による星点が多くみられ、訓点も多いことからすれば、この(a)筆こそ時賢本の底本である菅家本に施されている訓点であり、つま

り、時賢が書写した本文に、済氏の手によって移点されたものと認める外はなからう。

正家本の訓点が朱筆の(b)筆を以て表記され、その他の諸本の訓点が、夫々、橙色・茶色等を以て示されるのは、恐らく、一種の便宜によるものであり、移点に際しては屢々同様の処置が認められる。ところが菅家本は時賢書写本の底本であり、その書写された本文に済氏の手により、菅家本の訓点がすべて移されたに相違ない。小林氏は墨筆仮名のみを菅家の訓点と見做されるが、菅家本にもヲコト点や句読点のみでなく、朱筆訓点や書入等を認める方が、点本の実態からすれば自然ではなからうか。前記の注文に於て記した「薄朱筆」とは(a)筆と置換えて処置して戴ければ幸である。

同じく前記注文に於て「濃朱筆」という記述に該当する筆は、いまここでいう(b)筆、つまりやや黒味を帯びた赤系統の朱筆を指すのでそう承知願いたい。書写奥書の中で済氏は「彼点以朱写之 校了」と書き、特に朱筆を以て書き加えた「校了」の二字の朱色は、そのまま(b)筆と完全に一致する。この(b)筆は(a)筆とは異なり、色相が安定し、濃淡の別は認められるが、全巻に亘って色相上の揺れは殆んど認められない。

(b)筆はヲコト点にも屢々認められ、訓や校注等の書入れにも用いられている。何れも藤原正家本からの移点によることは明かである。(a)筆が菅家本に拠るものであり、(b)筆が正家本に拠るとすれば、移点の時期に関しては、(a)筆が先であることは理の当然であり、従って両筆が重書されることがあれば、(a)筆が下でありその逆は認められない。

この(a)(b)筆が実際に重ね書きされていることを明瞭に認め得る例としてはヲコト点や句読点がある。二種の色による小丸が重書される時、後筆つまり(b)筆の方がはじめの(a)筆を完全に覆って了うことなく若干のずれが認められることがあるからである。筆者は重書のありそうな個所について、既述のルーペを使用して一つ宛二種の色の存在を確認することが出来た。無論、こういう個所は訓に於ても同様に認められる。

但し、そういう重書の個所を総て挙げ尽すことは恐らく出来まいし、また、(b)筆の方が濃朱であるので、(a)筆が(b)筆の下に覆われてその存在を認め得ない個所も当然あり得よう。(b)筆単独の個所と、(a)(b)筆が重なっているのに実際は(b)筆のみ認められ得る個所との区別は、これ亦必ずしも容易ではない。

それにもう一つ、(a)(b)筆の夫々について、前述の比較的薄色である個所が少くなく、その薄色の(a)(b)筆を(a)筆、(b)筆と厳密にすべて区別することが、これ亦それ程容易ではないのである。かかる場合の処置としては、結局(a)筆でも(b)筆でもない、ただの朱筆という表現に止めざるを得ず、もし強いて何れかに当てれば反って不正確になって了う。

筆者がこの朱色の(a)(b)筆の区別にかくも拘泥するのは、偏えに時賢本の中に交って存在する正家本の本文や訓点の実態を、全体としてより正確に把握せんがためである。これと関連して、無論、朱筆をも含め時賢本全体に施された彩色筆部分を総て色別に示した注を既に筆者は一応用意した。次に挙げる時賢本々文の翻字文を単色にしたのは、当然、この色別の注の存在を前提とするからである。

但し、ほかの色に関しては特に問題はないが、朱筆の(a)(b)筆の区別に関しては、猶、原本について検討の余地が若干存する。時賢本をいま単色のまま翻字するに当り、色別の注を附さないままで、これを刊行することは筆者としては誠に遺憾であるが、いま、若し本文の解説にも誤があれば補訂をも加え、より納得のゆくものにして次号に廻すことに敢て踏みきった。結果的には翻字文とその注とが別になり極めて不便ではあるが、この点に関し、特に諒承を得たく思っている。

(昭和五十九年三月十六日)

時賢本の長期に亘る閲覧・調査やその撮影に関しては、この典籍を所蔵される宮内庁書陵部よりその都度格別の御便宜を辱くした。また、今回、この研究に翻字文をも掲載することに御許可を賜った。書陵部当局に対し深甚なる謝意を表す。

凡 例

一、ここに全巻を翻字するのは次の典籍である。

宮内庁書
陵部蔵本 白氏文集卷三新樂府元亨写本一軸

一、翻字に際しては、出来る限り原本に近からしめるよう努めるが、次のような基本方針に従った。

一、本文の漢字の字体については、原則として正字体を使用するが、この本の実際に即して多くの別字体・略字体をも併用した。誤字を訂正する等、私意を加える場合は、すべてその旨注記した。

一、本文の漢字を除き、句読点・訓点・校注(行間、眉上)・書入(同)等に関しては、すべてこれを手写した。従って、片仮名の異体等に関しても原形通りに示した。

一、この本には、句読点や返点の外、訓やその合点、声点、音訓合符・音訓読符、書入等に関し、墨筆のほか、朱筆・橙色筆・茶色筆・緑青色(但しすべて抹消)の諸色筆が使用されている。翻字本文は単色で示したが、注に於てこれらの総てについて、色の区別を示した。従って、注文中記述なき個所はすべて墨筆を意味する。

前の文中に述べた事情から、注文はこの翻字文の末尾にはなく、次号に附載される。

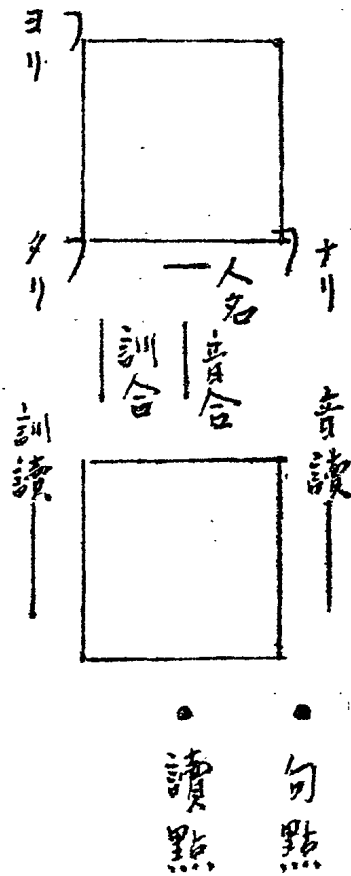
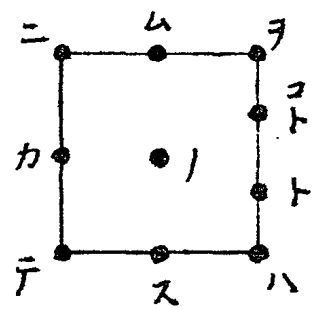
一、訓点や書入等に関し、もと緑青色筆が抹消されその上に橙色(稀に朱筆・茶色筆も含む)により重書されている場合が尠くない。翻字文には示し難いので、注記に於て「橙色(下緑青色)」等と表記した。

一、菅家本の中に混る藤原正家本〔朱(b)筆〕の訓点の実態の一端を示すため、(b)筆の句読点・星点はやや形を大きくして示した。

一、本文の各行の字数は原則として原本通りにしたが、都合により一字分だけ前後にずれる個所が生じた。これは注記に於て総て示した。

一、問題のある個所はすべて注記に於て示した。

一、この本に施されたヲコト点を帰納すれば次の通りである。



星点・句読点は朱(a)(b)筆の外に、橙色筆・茶色筆もある。線点は墨筆の外、ごく稀に茶色筆がある。音訓合符は墨・朱(a)(b)・橙・茶色筆にて施される。音読符は朱墨の外、茶色筆・角筆がある。訓合符は朱墨筆である。人名符にも朱墨筆がある。

文集卷第三

大原白居易

新樂府

諷諭三

雜言凡二十首

序曰七德舞

美撥亂

陳王業也法曲

美列聖正華聲也

二王後明祖宗之

意也海漫

樂之替也

華原磬刺樂工非其人也

上陽白髮人愍怨曠也

習也新豐

拆臂翁戒邊功也

大行路

借夫婦以

諷君臣之不終也

司天臺

借夫婦以

諷君臣之不終也

司天臺

借夫婦以

諷君臣之不終也

司天臺

引_レ古_ニ以_テ儆_ル今_也。捕_レ蝗_ヲ刺_レ長_一吏_也。昆_一明_一

¹⁰春_一水_一滿_ニ思_{ヘリ}王_一澤_一之_ヲ廣_ク被_ル也。城_一塩_一州_一美

聖_一謨_ニ而_{シテ}誚_ル邊_一將_也。道_一州_一民_ニ美_ク賢_一臣_一遇_ル

明_一主_也。馴_レ犀_一感_ル為_ル政_一之_ヲ難_ク終_也。五_一絃_一

彈_レ惡_ム鄭_一之_ヲ奪_ル雅_也。蠻_一子_一朝_一刺_ル將_一驕_ク而

歎_ク歎_ク死_ス作_ル相_一備_ル位_也。驃_一國_一樂_一歎_ク王_一化_一之_ヲ先_レ近_ク後_ニ

¹⁵遠_也。傳_レ戎_一人_ニ達_ル窮_一人_一之_ヲ情_也。驪_一宮_一高

鍊_ル美_ク天_一子_一重_ク惜_ル人_一之_ヲ財_一力_也。百_一練_一鏡_一辨_ル

皇_一鑒_ル也。青_一石_一激_ル忠_一烈_也。兩_一朱_一閣_一刺_ル佛_一

寺アウヤク 寢ヤク多也。西涼伎刺封疆之臣也。八

駿圖戒奇物懲佚遊也。澗底松念寒

20 儻也シエレ 子凌及。牡丹芳美天子之憂農也。紅線

毯他散及憂ハルシヒ。鬻絲之費也。杜陵叟傷農夫之

困也クニナシ。繚綾念女工之勞也。賣炭翁苦

官市也。母別子刺新間イダハシキ舊也。陰山道

疾シクメリ貪虜也。時勢粧警戎也。李夫人鑿

25 嬖惑也ヘイム。陵園妾カチヘリ憐幽閉也。塩商婦惡

幸人也。杏為梁刺居處奢也。井底引

35 文也首句ハシメ標其目古十九首之例也
アラハル アゲタル ナ イ

30 龍疾貪吏也天可度惡詐人也秦吉
ニメリ アツクスルコトヲハフリ タク ム セ

銀瓶止淫奔也官牛ヤメタリ 諷執政也紫毫
ハレレリ ヘ ハ ス ヘリ

筆譏失職也隋堤柳カトシヘリ 憫亡國也草茫
キリ ニ ニ カ ト シ ヘ リ

茫懲厚葬也古塚狐戒艷色也黑潭
キリ フ セ ウ ケ ヨ ウ ケ フ

了哀冤民也鷓鴣九劍思決壅也採詩
カヘリ エ ア ヘリ ム コ ト ク イ ハ リ

官鑿前王乱亡之所由也ハ リ ミ ル レ ル ル ル

凡九千二百五十二言斷爲五十篇ミ ル ル ル ル ル ル ル

篇無定句ク レ ク ク ク ク ク ク ク ク

無定字レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ

繫於意不繫於カケ カケ カケ カケ

卒章シハリ顯其志アラハスル詩三百篇之義也其詞
 質而俚ハレナシ欲見者之易論也其言宜而
 切ハレ欲聞者之深識也其事覈而實ハレ使シテ
 來者之傳信也其體順而律使可以シテ
 播於樂章歌曲也物而忽而ハレ言之為君為
 臣為民為物為事而作不為文而作也
 唐元和四年左拾遺白居易作

七德舞 美撥亂陳王業也

武德中天下始作秦王破陣樂曲

以 謠 舞 太 宗 之 功 業 貞 觀 初 太 宗

重 制 破 陣 樂 舞 圖 詔 魏 徵 虞 世 南

等 爲 之 歌 詞 因 名 七 德 舞 自 龍 朔

已 後 詔 郊 廟 享 宴 皆 先 奏 之

七 德 舞 七 德 歌 傳 自 武 德 至 元 和 元

和 小 臣 白 居 易 觀 舞 聽 歌 知 樂 意 樂

終 稽 首 陳 其 事 太 宗 十 八 舉 義 兵 白

髦 黃 鉞 定 兩 京 擒 充 戮 竇 四 海 清 二

十 有 四 王 業 成 二 十 有 九 即 帝 位 三

十有五致太平功成理定何神速ナリ
テレルトッ
ナル

在推心置人腹亡卒遺骸散帛收ヲシ
ニ
カ
イ
シ
ハ
アヤシク
シ
ク
ス
ミ
ヤ
カ
ル
コ
ト
ハ

初詔收天下戰死骸骨致祭而飢一人賣子分ハ
シ
ル
コ
ト
ハ
シ
ル
コ
ト
ハ

金贖ア
カ
フ貞觀二年大飢人有鬻男女者詔出魏徵ウ
イ
シ
カ
フ

夢見子一夜泣シ
カ
ハ
シ
カ
ハ
シ
カ
ハ是夕徵卒故御製碑云昔殷宗得良ウ
イ
シ
カ
フ

弼於夢中今朕張謹哀聞辰日哭ウ
イ
シ
カ
フ張公謹卒太宗為之舉哀有司ウ
イ
シ
カ
フ

奏曰甲子在辰陰陽所忌不可哭上曰君臣義ウ
イ
シ
カ
フ怨女ウ
イ
シ
カ
フ

三千放出宮ウ
イ
シ
カ
フ太宗嘗謂侍臣曰婦人幽閉深宮情ウ
イ
シ
カ
フ

左丞戴曹給事中杜正倫於掖庭死囚四百來歸ウ
イ
シ
カ
フ

獄貞觀六年親錄囚徒歸死罪者三百九十人于剪
家令明年秋來就刑應期畢至因詔悉原之

鬚燒藥賜功臣李勣鳴咽思斃身李勣

65 嘗疾亟醫士云得鬚灰方可療太宗自剪鬚
燒灰以賜之服訖而愈勣叩頭泣涕而謝之
含血

吮瘡撫戰士思摩奮呼乞効死李思摩

太宗親為吸血則知不獨善戰善乘時以心感感

自作
人之心歸爾來一百九十載天下至至

今歌舞之歌七德舞七德聖人有作作

70 垂無極豈徒耀神武豈徒誇聖文太

宗意在陳王業艱難示子孫

法曲 美列聖正華聲也

法曲 歌 太大江定 積ハ德 重ハ熙ハ有 餘慶ハ

永ク徽ク之 人 舞 而 詠吟 永徽之理有貞觀之遺風故
高宗製一戎太定之樂曲

75 法曲 舞 霓裳 政 和 世 理 音 洋 法曲

開元之人樂且康 霓裳羽衣曲起於
開元盛於天寶 法曲

法曲 歌 堂 之 慶 垂 無 疆 中 宗

肅宗復鴻業 唐祚中興 萬葉 永隆元年
大常丞李

嗣真善審音律能知興衰云近者樂府有
堂之曲再言堂者唐祚再興之兆也 法曲

80 合夷歌 夷聲 邪亂 華聲 和以亂干和

天寶末明年胡塵犯宮闕

法曲雖雅已失雅音蓋諸花聲夏之

道調

聲也故歷朝行焉玄宗雖雅好度曲然未嘗便蕃漢雜奏

天寶十三載始詔道調法曲与胡部新聲合作識者深異

乃知法曲本華風苟能審音

与政通一從胡曲相參錯不辯興衰

85

与哀樂願求牙曠正華音不令夷夏

相交侵

二王後明祖宗之意也

二王後彼何人介公鄴公爲國賓周

武隋文之子孫古人有言天下者非

90 是^レ一[・]人[・]之[・]天[・]下[・]周[・]亡^ホ天[・]下[・]傳^{ハル}于[・]隋[・]

人[・]失[・]之[・]唐[・]得^{ハル}之[・]唐[・]興^ヲ十[・]葉[・]歲^ハ二[・]百[・]介

公[・]鄩[・]公[・]世[・]為^リ客^カ明[・]堂[・]大[・]廟[・]朝[・]享^{キヤウ}時[・]引^{ヒイチ}

引^ス居^{ハル}賓[・]位[・]備^フ威[・]儀[・]備^{ハリ}威[・]儀[・]助^{タス}郊^ハ祭[・]高[・]祖[・]

太[・]宗[・]之[・]遺[・]制[・]不[・]獨[・]興^ス滅^{タル}國[・]不[・]獨[・]繼^{ハル}絶[・]

95 世[・]欲^{ホミチナリ}令^{トナリ}嗣^{シム}位[・]守^ル文[・]君[・]亡[・]國[・]子[・]孫[・]取^キ為^キ戒^{イテシメ}

海漫 戒[・]求[・]仙[・]也[・]

海[・]漫[・]直[・]下[・]無[・]底[・]傍[・]無[・]邊[・]雲[・]濤[・]煙[・]浪[・]

最[・]深[・]處[・]人[・]傳[・]中[・]有[・]三[・]神[・]山[・]上[・]多[・]生[・]

不_レ死藥服_ス之_ハ羽_ハ化_ス爲_ル天_ノ仙_ノ秦_ノ皇_ノ漢_ノ武

信_シ此_ノ語_ヲ方_ノ士_ノ年_ノ採_ル藥_ヲ去_ル蓬_ノ萊_ノ今_ノ古_ノ

但_レ聞_ク名_ヲ天_ノ水_ノ茫_々無_ク覓_ル處_ヲ海_ノ漫_々風_ノ

浩_々眼_ヲ穿_ク不_レ見_ル蓬_ノ萊_ノ不_レ見_ル蓬_ノ萊_ノ不_レ

敢_ハ歸_ル童_ノ男_ノ卵_ノ女_ノ舟_ノ中_ノ老_ノ徐_ノ福_ノ文_ノ成_ル多_ク

誑_キ誕_ム上_ノ元_ノ太_ノ一_ノ虚_ノ祠_ノ禱_フ君_ヲ看_ル驪_ノ山_ノ塚_ノ

上_ノ杜_ノ陵_ノ頭_ヲ畢_ス竟_シ悲_シ風_ノ吹_ク蔓_ノ草_ノ何_ノ況_ヤ玄_ノ

元_ノ聖_ノ祖_ノ五_ノ千_ノ言_ヲ不_レ言_フ藥_ヲ不_レ言_フ仙_ノ亦_レ不_レ

言_フ白_ク日_ノ昇_ル青_ク天_ノ

上元者老子
太一孔者徐福
文成者蘇武
也

貞觀十六年正月
軍自索卷十部云

其後若為立部坐部
一節立部後有八部坐
部有六部正木

立部伎 刺雅樂之替也

太常選坐部伎無性識者退入立
部伎又選立部伎絕無性識退入

雅樂部則雅聲可知矣

立部伎鼓笛 誼舞雙劍跳七丸 嫋巨

索掉長竿太常部伎有等級堂上者

坐堂下立堂上坐部笙歌清堂下立

部鼓笛鳴笙歌一聲衆側耳鼓笛方

曲無人聽立部賤坐部貴坐部退為

115

110

之詢諸磬入則曰長老云泗濱磬
 天寶中始廢泗濱磬用華原石代

華原磬 刺樂工非其人也

立部伎 擊鼓吹笛 和雜戲 立部又退
 何所任始就樂懸 操雅音 替壞
 一至此長令爾輩 調宮徵圓丘后土
 郊祀時言將此樂 感神祇 欲望鳳來
 百獸舞何異北轅 將適楚 工師愚賤
 安足云太常三卿 爾何人

樂正堂無之江

130

下調之不能和得華原石考之乃

和由是不改

華原磬。古人聽泗

濱石。今人不擊古人擊古人。

今人何不同用之。捨之由樂工。

豈有耳如壁不分清濁。即為龔梨園

弟子調律呂。知有新聲。不知古。稱

能作

浮磬出泗濱立辯致死能感人宮懸

一聽華原石君心遂忘封疆臣果然

敦作¹³⁵
背アヘキ
セリ
字カハ

中	退	無	天	上	磬	入	樂	胡
尚	之	復	寶	陽	与	海	与	寇 ^{イハタ}
存	別	進	五	人 ^{白 駿 江 在 片}	泗	去	時	從 ^{イケセ}
焉	所	幸	載	人 ^{カキヘリ}	濱	不	政	燕
	上	也	已	愍 ^{カキヘリ}	石	歸	通 ^{スル}	起 ^ル
	陽	六	後	怨 ^{カキヘリ}	清	長	豈	武
	人	宮	楊	曠 ^{カキヘリ}	濁	安	聽 ^ク	臣
	是	有	貴	也	兩 ^{ハカウ}	市	鏗 ^{カウ}	少 ^シ
	其	美	妃		聲	兒	鏘 ^{カウ}	敢 ^ス
	一	色	專		誰	爲	而 ^フ	封 ^フ
	也	者	寵		得 ^{タル}	樂	已 ^フ	疆 ^フ
	貞	輒	後		知 ^{タル}	師	矣	死 ^{スル}
	元	潛	宮			華	磬	始 ^ス
						原	襄 ^ス	知 ^ス

上_一陽_一人_一紅_一顏_一暗_一老_一白_一髮_一新_一綠_一衣_一監_一使_一

守_レ宮_一門_一一_一閉_{ラレ}上_一陽_一多_{ハクソハク}少_{ハクソハク}春_ソ玄_ニ宗_ニ末_一歲_一

初_一選_{ハレ}入_ハ入_ハ時_ニ十_一六_一今_一六_一十_一同_一時_一採_ハ擇_ハ

百_一余_一人_一零_一落_一年_一深_一殘_一此_一身_一憶_一昔_一吞_一悲_一

別_ニ親_一族_一扶_ハ入_ハ車_一中_一不_一教_一哭_一皆_一云_一入_一内_一

必_一承_一恩_一臉_一似_一芙_一蓉_一胸_一似_一玉_一朱_一容_一君_一王_一

得_ハ見_ハ面_一已_一被_一楊_一妃_一遙_一側_一目_一妬_一令_一潜_一配_一

上_ハ陽_一宮_一一_一生_一遂_一向_一空_一床_一宿_一秋_一夜_一長_一

夜_一長_一無_一睡_一天_一不_一明_一耿_一残_一燈_一背_一壁_一影_一

少苦老苦兩如何君不見昔時呂向
 時勢粧上陽人苦寂多少亦苦老亦苦
 眉細長外入不見應笑天寶年中
 尚書号小頭鞋履窄衣裳青黛畫眉
 百一廻圓今日宮中年寂老天家遙賜
 不記年唯向深宮望明月東西四五

蕭暗雨打窓聲春日遲獨坐
 天難暮宮鷺百轉愁厭聞梁鷺雙栖
 老休妬鷺歸鷺去情悄然春往秋來
 不記年唯向深宮望明月東西四五
 百一廻圓今日宮中年寂老天家遙賜

旋兩音俱存

美人賦

天寶末有密採艷色者當時為花鳥使故呂向獻美人賦以諷

又·不·見

今日上陽白髮歌

胡旋女兩音也可相通去聲見元稹詩戒近習也

165 天寶末康居國來獻

胡旋女·心·應·絃·手·應·鼓·絃·鼓

一·聲·雙·袖·舉·迴·雪·飄·飆·轉·蓬·舞·左·旋

右·轉·不·知·疲·千·匝·萬·周·無·已·時·人·間

物·類·無·可·比·奔·車·輪·緩·旋·風·遲·曲·終

170 再拜謝天子·為·之·微·啓·齒·胡·旋

ハルシチヤクハハ
ボソレハラクダアフ

道 眞 外 祿 山 二 人 取 導 能 胡 旋 梨 花 園
 年 時 欲 變 臣 妾 人 學 圓 轉 中 有 大
 有 胡 旋 者 鬪 妙 爭 能 爾 不 如 天 寶 季
 女 出 康 居 徒 勞 東 南 万 里 餘 中 原 自
 旋 迷 君 眼 兵 過 黃 河 看 未 反 貴 妃 胡
 旋 惑 君 心 死 棄 馬 崑 念 更 深 從 茲 地
 軸 天 維 轉 五 十 年 來 制 不 禁 胡 旋 女
 莫 空 舞 數 唱 此 歌 悟 明 主
 金 雞 173 名 道 眞 外 祿 山 二 人 取 導 能 胡 旋 梨 花 園
 女 出 康 居 徒 勞 東 南 万 里 餘 中 原 自
 旋 迷 君 眼 兵 過 黃 河 看 未 反 貴 妃 胡
 旋 惑 君 心 死 棄 馬 崑 念 更 深 從 茲 地
 軸 天 維 轉 五 十 年 來 制 不 禁 胡 旋 女
 莫 空 舞 數 唱 此 歌 悟 明 主

新豐折臂翁 戒邊一功也

新豐老翁八十八頭鬢鬚眉皆似雪

玄孫扶向店前行右臂憑肩左臂折

問翁臂折來幾年兼問致折何因緣

翁云貫屬新豐縣生逢聖代無征戰

唯聽驪宮歌吹聲不識旗鎗与弓箭

無何天寶大徵兵戶有三小丁一丁點

將駟向何處去五月万里雲南行傳

道雲南有瀘水椒花落時瘴煙起大

槍鎗 江作

抽點 或作

軍・徒・涉・水・如・湯・未・戰・十・人・二・三・死・村

190 南・村・北・哭・聲・哀・兒・別・娜・孀・夫・別・妻

皆・云・前・後・征・蠻・者・千・万・人・行・無・一・廻

是・時・翁・年・廿・四・兵・部・牒・中・有・名・字・夜

深・不・敢・使・人・知・自・把・大・石・鎚・折・臂・張

弓・斂・俱・不・堪・從・此・始・免・征・雲・南・且

195 圖・揀・退・歸・鄉・土・骨・碎・筋・傷・非・不・苦・臂

折・來・六・十・年・一・支・雖・廢・一・身・全・至・今

風・雨・陰・寒・夜・猶・到・天・明・痛・不・眠・痛・不

唐本作 采字

初字
魚之
江本
時
或本無
死字正本

200

眠・終不悔所喜老身今獨在不然當
初死瀘水頭身沒魂孤骨不收應作
雲南望鄉鬼万人塚上哭吻
雲南有万人塚即鮮

于仲通李密老一人言君聽取不聞開元
等覆軍之所

宰相宋開府不賞邊功防黷武
寇邊時太武軍子將郝靈荃出使因引特勒廻鶻
部落斬突厥點啜獻首于闕下自謂有不世之功時宋璋為

相以天子年少好武恐微功者生心痛抑其黨逾
年始授郎將靈荃遂慟哭歐血而死也
又不聞

205

天寶宰相楊國忠欲求恩幸立邊功
邊功不立生人怨請問新豐折臂翁

未
ナス
ウラミヲ
ネカハクハ

天寶末楊國忠爲相重構閣羅鳳之役募人計之前後發廿
 餘万衆去無反者後又捉人連枷赴役天下怨哭人不聊生
 矣故祿山得乘人心而盜天下
 元和初折臂翁猶存因備歌之

大行路

借夫婦以諷君臣之不終也

210

大 行 之 路 能 摧 車 若 比 人 心 是 夷 途

巫 峽 之 水 能 覆 舟 若 比 人 心 是 安 流

人 心 好 惡 苦 不 常 好 生 毛 羽 惡 成 瘡

与 君 結 髮 未 五 載 忽 從 牛 女 爲 參 商

古 稱 色 衰 相 棄 背 當 時 美 人 猶 怨 悔

何 況 如 今 鸞 鏡 中 妾 顏 未 改 君 心 改

如今兩字
 無之江
 215

為君薰衣裳君聞蘭麝不馨ハタキモウスレトモ

馨トオモヘリ香セシラ為君カキカラ

事カホフリリ容飾君看金翠無顔色行路難スレトモ

重陳スルコト人生莫作婦人身百年苦樂由カホフリリ

他人行路難ハニ於山險セカシ於水不獨人ハニ

家夫与妻ウミ近代君臣亦如此君不見ウミ

左納言右内史朝承恩暮賜死行路ハニ

難不在水不在山シモ祇在人情反覆間ハニ

司天台引古以倣今也

司天台仰觀俯察天人際義和死タ來コラカフ

只祇タ作ハニ

職事廢官不求賢空取藝昔聞西漢

元成間下凌上替適見天北辰微暗

少光色五星煌如赤耀芒動角

射三台上台半滅中台坼是時非無

太史官眼見心知不敢言明朝趨入

明光殿唯秦卿雲壽星見天文時變

兩如何九重天子不得知

司天台高百尺為

捕蝗刺長吏也

蝗 江 235

蝗 江 235

240

我	一	捕	是	河	兩	始	興	捕
聞	虫	蝗	時	南	飛	自	元	蝗
古	雖	死	粟	長	蠶	兩	兵	者
之	死	竟	斗	吏	食	河	久	誰
良	百	何	錢	言	千	及	傷	子
吏	虫	利	三	憂	里	三	陰	天
有	來	徒	百	農	間	輔	陽	熱
善	豈	使	蝗	課	不	荐	和	日
政	將	飢	虫	入	見	食	氣	長
以	人	人	之	晝	青	如	蠱	飢
政	力	重	價	夜	苗	蠶	蠱	欲
驅	競	勞	与	捕	空	飛	化	死
蝗	天	費	粟	蝗	赤	似	為	
	灾		同	蟲	土	雨	蝗	

不 爲 害 蝗 事 具 貞 觀 實 錄
 天 吞 一 蝗 一 人 有 慶 兆 欠 賴 是 歲 雖 蝗
 出 境 又 聞 貞 觀 之 初 道 欲 昌 文 皇 仰

昆 明 春 水 滿 思 王 澤 之 廣 被 也

昆 明 春 々 々 々 昆 明 岸 古 春 流 新

影 南 山 青 澗 瀼 波 沈 西 日 紅 瀚 淪 往 年

因 旱 靈 池 竭 龜 尾 曳 泥 魚 煦 沫 詔

開 八 水 注 恩 波 千 介 万 鱗 同 日 活

今 來 綠 水 照 青 天 遊 魚 撥 蓮 田

感君惠
重熙無主
江本

權
後漢書
靈帝紀
云車推
尊也

260	鄱	遠	民	感	菰	詔	漁	動	洲
ハ	ハ	キ	心	コト	一	以	者	植	香
一	一	無	何	君	蒲	昆	仍	飛	杜
陽	近	レ	ソ	惠	無	一	豐	沈	若
坑	近	モ	ウツ	獨	レ	明	網	性	抽
カ	同	キ	リ	何	租	近	一	皆	心
裏	忻	ソ	人	一	漁	帝	罟	遂	長
ニ	ハ	ハ	親	吾	無	城	資	皇	沙
休	呉	ハ	願	聞	レ	官	貧	澤	暖
封	興	ハ	推	率	水	家	人	如	鴛
銀	山	中	此	土	之	不	又	春	鴛
天	岫	罷	惠	皆	人	得	獲	無	鋪
涯	中	ハ	及	皇	感	収	菰	不	翅
地	罷	權	天	一	君	其	蒲	被	眠
角	ハ	茗	下	民	惠	征	利	カ	ル
無	ハ	一	無	遠	一	一	一	レ	
禁	ハ	一	レ	一	一	一	一	一	
利	ハ	一	レ	一	一	一	一	一	

熙シ同トウ似ニ昆ニ明シ春ム

城シ塩シ州シ美ミ聖セイ謨モ而ニ誚シ邊ヘ將シ也ヤ

貞テイ元ゲン壬ニ申シ歲サイ特トク詔シ城シ之シ

城シ塩シ州シ城シ在シ五ニ原シ上ヘ頭ト蕃ハン

東トウ節セツ度ト鉢ハツ闡エン布フ忽コト見ミ新シン城シ當トウ要ヤウ路ロ金キン

烏ウ飛ヘイ傳デン贊サン普フ聞ブン建ケン牙ガ傳デン箭ゼン集シツ群クン臣シン羣クン

臣シン赭セツ面メン有ユウ憂ウ色シキ皆カエ言ゴン勿フ謂イフ唐トウ無ム人ニン白ハク

築シツ塩シ州シ十シウ餘ユウ載サイ左サ衽セン氊シヤウ裘キウ不フ犯ハン塞サイ晝シツ

牧カヒ牛ウシ羊ヤウ夜ヤ捉トク生シヤウ長チヤウ去キョ新シン城シ百ヒャク里リ外ガイ諸シヨ

又マタ牲シヤウ作サク牲シヤウ
265
本ホン蕃ハン宰サイ相シヤウ
鉢ハツ闡エン布フ也ヤ
蕃ハン漢ハン西シ羌キヤウ
之シ種シュウ國クニ人ニン
字ジ其キ王ワウ焉ヤン
於オ其キ王ワウ焉ヤン

邊

警

急

勞

戎

人

唯

此

一

道

無

煙

塵

靈

式之及

又其

廊方夫

漢書字者

師古云者學

祭案者廢

價作

肆二本

重臨三字

無之江

夏

潜

安

誰

復

辨

秦

原

暗

通

何

處

見

廊

州

驛

路

好

馬

來

長

安

藥

價

黃

著

賤

城

塩

州

州

州

塩

州

未

城

天

子

憂

德

宗

按

圖

自

定

評

非

關

將

略

与

廟

謀

吾

聞

高

宗

中

宗

世

北

虜

猖

狂

取

難

制

韓

公

創

築

受

降

城

三

城

鼎

峙

屯

漢

兵

東

西

巨

絶

數

千

里

耳

冷

不

聞

胡

馬

聲

如

今

邊

將

非

無

策

心

笑

韓

公

築

城

壁

相

看

養寇ハ爲身謀ハカリコト各握ヲ強兵キヤウ固カクム恩澤オンタク願分カガム
 今日邊將恩褒ホウ贈シ韓公カン封子孫シム誰能タラズ
 將此塩州曲ハトコシ播ヒルカ作シ歌詞カ聞ク至尊シム

道州民美賢臣之遇明主也

道州民多侏儒ハキリカキ長者チヤウシヤカキ不過三尺餘シヤウ市カ
 作矮奴ワイ年進送ハト号カウシ為道州任ナ土貢任ツ
 土貢寧若ナラムヤ斯不聞ヤ使人ナ生ナカラ別離セ老翁ラウウ
 進シム作シ泣ナキ孫母ソノハハ泣ナキ兒コ一ヒト自ミ陽ヤウ成シ來キ守シ郡クニ不シ進シム
 矮奴ワイ類ル詔シ問ヒ成シ云フ臣シ按ア六典リクテン書シ任シ土ツ

貞元丙子歲南海獻馴犀詔納苑

馴犀感為政之難終也

楊陽

君先道州民猶仍恐兒孫忘使君生男多以

為字オトアキチ名也

ナホ江

恐ラフ

兒

孫

忘シ

使

君

生ハルチル

男

多ク

以

矮奴宜悉罷道州民老者幼者何忻
矮民無矮奴吾君感悟ニ璽書下歲進
貢有不貢無道州水土所生者ヲ只ニ有

忻ル

父

子兄

兄子

弟

始

相

保タ

從

此

得ワカ

作ス

齊イ

人

忻ル

矮

奴

宜ク

悉

罷ヤム

道

州

民

老タル

者

幼キ

者

何

忻ル

進チル

矮

民

無シ

矮

奴

吾

君

感

悟シ

璽ニ

書ナ

下ク

歲コト

進チル

有ル

貢シ

有ル

不

貢ス

無

道

州

水

土カ

所

生ハル

者ヲ

只ニ

有

有ル

馴犀生處南方熱秋無白露冬無雪
 海鳥不知鐘鼓樂池魚空結江湖心
 上嘉人獸俱來遠蠻館四方犀入苑
 銖以瑶葛鏢以金故鄉迢遷君門深

一朝得達大明宮歡呼拜舞自論功
 五年馴養始堪獻六譯語言方得通
 海蠻聞有明天子驅犀乘傳來万里
 馴犀通天犀軀白駭人角駭鷄
 中至十三年冬大寒馴犀死也

一入上林三四年又逢今歲苦寒天

飲氷卧霰死 踈跼骨角凍傷鱗甲縮

馴犀死蠻兒啼向闕再拜顏色低奏

乞生歸本國去恐身凍死似馴犀君

不見建中初馴象生還放林邑建中元年詔書出苑

中馴象放歸南方君不見貞元末馴犀凍死蠻兒

泣所嗟建中異貞元象生犀死何足言

五絃彈 惡鄭之奪雅也

五絃彈 聽者傾耳心寥

趙一璧·知_ス君入_レ骨愛_{スル}五絃·一·爲君調_{ハク}

第一·第三·絃·索·秋風·拂松·踈·韻落_ム

第三·第四·絃·冷·夜鶴·憶子·籠中·鳴_ク

寂作
尤或

第五·絃·聲·取·掩·抑_{ハク}·瀧·水·凍_リ·咽·流·不·得_ル

五·絃·並_{ハシ}·奏·君·試·聽·淒·切·復·錚_{ヤク}

セル、フト
320

鐵·擊_ム·珊_{ハク}·瑚·一·兩·曲·冰·寫_{ケル}·玉·盤·千·萬·聲

鐵·聲·斂_シ·冰·聲·寒·斂_シ·聲·入·耳·膚·血·慘_ム·寒·氣

中·入·肌·骨·酸·曲·終·聲·盡·欲·半·日·四·座

相·對·愁·無·言·座·中·爲·一·遠·方·士·唧_{ハク}

しんせ七
トア
テリ

咨ソ聲シ不ズ已セ自ジ歎ナク今イマ朝アサ初ハジメ得タル聞ク始ハジメ知ル

325

孤ハムケル貧ヒトケム平ヘイ生シ耳ミミ唯タラシク憂ウレシ趙シヨウ璧ヒ白シロ髮カミ生オ老オシ死シ

遠方士
此三字

人ヒト間マ無ナシ此コノ聲コエ爾ニ聽ク五イツ絃ゲン信シ為ス美ミ吾ガ聞ク

管本無
之

正テイ始シ之ノ音ネ不ズ如クニ是レ正テイ始シ之ノ音ネ其レ若ク何レ

正本無
之

朱シュ絃ゲン疏ス越ツ清セイ廟ウラ歌カ一イツ彈ヒキ一イツ唱ナゲ再シ三サン歎ク

おハク

曲キョク淡タン節セツ稀スス聲コエ不ズ多タ融ユウ洩セウ召メカ元ゲン氣キ

330

聽ミ之ノ不ズ覺カ心ココロ平ヘイ和ワ人ヒト情セイ重シ今イマ多タ賤セムシ古コノ

古コノ瑟セキ有アル絃ゲン人ヒト不ズ撫ヒカ更シテ從ツ趙シヨウ璧ヒ藝ゲイ成ナリ來キタ

二ニ十ジュウ五ゴ絃ゲン不ズ如ク五イツ

蠻子朝 刺將驕而相備位也

蠻子朝泛皮舩兮渡繩橋來自

335 道路遙入界先經蜀川過蜀將收功

先表賀臣聞雲南六詔蠻東連牂牁

西接蕃六詔星居初璪碎合為一詔

神 漸強大開元皇帝雖聖人唯蠻屈強

不來賓鮮于仲通六万卒征蠻一陣

340 合軍沒至今西洱河岸邊箭孔刀痕

滿枯骨 天寶十載鮮于仲通統兵六万討雲南 王閣羅鳳戰于西洱河合軍覆沒也 誰知

時・對ハルコト不可得・大臣・相・看・有・羨チカフ・色・可カシラシ・憐ニ・
 不・垂タ・親・勞・俵去聲・賜ヒ・衣・賜レ・食・移ト・時・對ハリ・移ト・
 貴クシ・在リ・懷ナホクル・遠・蠻・引ヒイ・臨ハソレ・玉・座ハカフ・近キムク・天・顏・冕ニ・旒・
 尋ニ・男・尋ニ・閣カク・勸クエム・特ト・勅ト・召シ・對ニ・延ビ・英・殿・上・心・
 官シ・持モツ・赤ニ・藤ト・杖ヤウ・大・軍・將・繫カケタリ・金・喏ホク・嗟サ・異ヒ・牟ホウ・
 道ミチ・從セウ・者・誰タレソ・何・磨ハ・些セ・俗・羽・雙サウ・隈クワイ・伽カ・清セイ・平・
 省カヘリ・表ヒョウ・知チ・如ニ・此・笑ワ・令メイ・中チュウ・使シ・迎ムカフ・蠻マン・子シ・
 陛ヘイ・下ゲ・休キユ・明メイ・德トク・亦モト・賴ヨレリ・微ワイ・臣シン・誘イフ・論ロン・功ク・德トク・宗ソウ・
 今イマ・日・慕ホシ・華カ・風フウ・不フ・勞ラウ・一イツ・人ジン・蠻マン・自ジ・通ツウ・誠セイ・由ユ・

宰相拖紫佩金章。隔日唯聞對一刻。

驃國樂。欲王化之先近後遠也。

貞元十七年來獻

驃國樂。出自天海西南角。驃

王雍差之子。舒難陀來獻南音。奉正

朔德宗立仗御紫庭。鞞續不塞為爾。

聽玉螺一吹。椎髻聳銅鼓。千擊文身。

踊珠纓眩轉。星宿搖花鬢。斗藪龍蛇。

動曲終王子啓聖人臣父願為唐外

臣左右歡呼何翁習皆稱德廣之所

及須臾百辟詣閣門俯伏拜表賀至

尊伏見驃人獻新樂請書國史傳子

孫時有擊壤老農父閭測君心閑獨

語吾聞吾君甚聖明欲感人心致犬平

感人在近不在遠犬平由實非由聲

觀身理國可濟君如心乎民如體

體生疾苦心憊民得和平君禮悌

貞元之民若未安驃樂雖聞君不歡

貞元之民苟無病驃樂不來君亦聖

370 驃樂徒喧不如聞此藟言

傳戎人達窮人之情也

傳戎人耳穿面縛驅入秦

天子矜憐不忍致詔徙東南吳与越

黃衣小使錄姓名領出長安乘傳行

375 身被金瘡面多瘡扶病徒行日一驛

朝飡飢渴費盃盤夜宿腥糝汚床席

忽逢江水憶交河垂手齊聲嗚咽歌

其中ナラ一虜ヒトリ語カタリ諸小虜カタルカタル爾苦スヤ非多ヒトシ我苦多タリ

同伴トナリ行人ヒト因借問ユエニ欲說ホシ喉中ノド氣憤イライ

自云ミヅカフ鄉貫トナリ本涼源ヨコヤ大曆年オホトキ初沒ハジメ落蕃オチ

一落蕃オチ中ナカ四十一載シヨウイチ遣著オモセ皮裘ヒ繫毛帶カケ

朝作アサノリ

唯許タダ正朝マサ服漢儀フクカンギ斂衣カクイ整巾トシ潜淚カクレ垂タラシ

誓心チカカ密定ヒシム歸鄉カエ計不ケ使蕃シ中妻子ナカ知シ

有李如暹リ者蓬子ノ將軍之子カミ也嘗沒蕃ナリ中ナカ自云ミヅカフ蕃法ノ唯正マサ

計定鄉ケ暗思カクレ幸有マコト殘筋ノ力更チカラ恐年オソ衰歸オソ不ヘ

得蕃トク候嚴兵ウツク鳥不飛トモ脱身ダケ冒死マカシ逃奔ニケチ

早知如此悔歸來兩處寧如一處苦
 沒蕃被囚思漢土還漢被劫爲蕃虜
 涼源鄉井不得見胡地妻兒虛棄捐
 念此吞聲仰訴天若爲將苦度殘年

迎游騎不聽能漢語將軍遂縛作蕃生
 配向江南卑濕地定無存郵空防備
 薄忽聞漢軍鼙鼓聲路旁走出再拜
 惡驚藏青冢寒草踈偷渡黃河夜水
 歸晝伏宵行經大漠雲陰月黑風沙

傳我人
戎人之中

傳

戎

人

之

之

中

我

苦

辛

自

古

此

此

宛

宛

應

未

有

漢

心

漢

語

吐

蕃

身

身

文集卷第三

本云

以此本侍御讀

黃門郎資實戶部尚書光範

李部大卿在高等同奉授之

但此三人不常參予殊狎

天顏頻應更問耳

翰林學士菅

爲在判長

元亨四年十月一日以菅家證
本／書寫訖侍從時賢

正中二年三月十二日拭老眼
移秘點畢／從二位濟氏

校了

以式部大輔正家朝臣侍讀本
見合了／彼點以朱寫之
校(朱筆)了

本奧書云

長久二年四月十三日未時點
了
覆勘了
正判家

以此書侍讀
正判家

讀了
俊信

授孫顯業了

判家

以此本奉授天子了李部大

卿侍中／礼部等同以侍讀矣

左中弁

判經

以此本侍御讀李部大卿翰林／
學士等朝臣同奉授之

左中辨親經

以此本奉授舊主了

藏人右衛門權佐信盛

授經業了

藏人頭內藏頭判盛

以此本奉授天子了式部大輔
菅三位／右大辨等同以侍讀矣

藏人皇后宮大進經業